

令和5年度
鳥栖市におけるヤングケアラーに関する
意識調査

令和6年 3月

特定非営利活動法人 しょうがい生活支援の会すみか

九州龍谷短期大学

※本書は、ヤングケアラーの支援に関する一歩目の事業（令和5年度鳥栖市市民活動支援補助事業）により作成しました。

目次

1. はじめに	1
2. 調査目的・調査方法	2
3. 調査結果	3
4. 考察	35
5. アンケート用紙	37

1. はじめに

<本調査の意義・目的>

1) 子どもの権利擁護

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行うことにより、学校に行けない、友だちと遊ぶ時間がない、部活動に参加できない、勉強する時間がないなど、本来守られるべき子どもたちの権利が侵害されている可能性が指摘されています（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、2020）。1989年に国際連合で採択され、1994年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」に照らし合わせても、様々な権利が侵害されている可能性があります。例えば、第28条「教育を受ける権利」、「第27条 生活水準の確保」、「第31条 休み、遊ぶ権利」などです。したがって、ヤングケアラー実態を調査することは子どもの権利擁護の観点から非常に重要であると考えます。

2) ヤングケアラーの早期発見・早期対応

ヤングケアラーは、「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題」が指摘されており（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、2020）、子どもの権利条約における「育つ権利」が侵害されている側面があります。この点について「関係機関・団体等がしっかりと連携し、ヤングケアラーの早期発見・支援」（厚生労働省・文部科学省、2021）の必要性があり、本調査によってヤングケアラーの実態やニーズを明らかにすることによって、鳥栖市のヤングケアラーの早期発見・早期対応に貢献できると考えています。

3) 小中学校の児童に加え、幼児期の子どもを対象とした調査の重要性

国が行った調査において、世話をする家族がいると答えた割合は中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%、定時制高校2年生で8.5%、通信制高校生で11.0%（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング、2021）、小学生で6.5%（日本総合研究所、2022）でした。このように、ヤングケアラーに関する先行研究及び調査の対象は、主に小学生、中学生及び高校生であり、就学前の幼児についての研究及び調査はほとんど行われていないことが指摘されています（赤瀬川、2022）。そこで本調査では鳥栖市の教育委員会、子ども育成課及び市民協働推進課の協力のもと、市内の小中学校の教員に加え、幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「保育所等」）の教員及び保育者を対象として調査を実施しました。

4) 福祉、医療、教育等の関係機関におけるヤングケアラーに関する研修内容の検討

2021年に厚生労働省及び文部科学省によって結成された「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」の協議内容の報告の中で、①ヤングケアラーの問題は、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくいこと、②福祉、介護、医療、教育等の関係機関における研修等が十分ではないこと、③地方自治体の現状把握が不十分であること、④ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でないこと、⑤福祉分野では「介護力」としてみなされることがあること、⑥ヤングケアラーの社会的認知度が低いため、子ども自身や周囲の大人が気付くことができないことなどが指摘されています。さらに今後取り組むべき施策として(1)早期発見・把握(①研修等の推進、②地方自治体における現状把握の推進)、(2)支援策の推進(①支援策の推進、②関係機関連携支援、③教育現場への支援、④適切な福祉サービス等の運用の検討、⑤幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援)、(3)社会的認知度の向上が示されました。

以上の報告内容を踏まえ、本調査では、小中学校の教員及び保育所等の保育者へ調査を行うことで、

教育及び保育現場におけるヤングケアラーの認知度向上を図るとともに、地方自治体である鳥栖市が現状把握するための方策や教員や保育者を対象とした研修等の検討へとつなげていくことを目的として実施しました。

5) ヤングケアラーの社会的認知度の向上

小菅ら（2022）は、ヤングケアラー当事者へのインタビュー調査の結果から、ヤングケアラーの支援の方向性として、①ヤングケアラーの学校生活をよりよくするための支援と②社会と子どもや家族とをつなげる窓口としての支援の必要性を提言しています。特に①の支援を実施するためには、教員がヤングケアラーの視点から子どもを理解し、寄り添うことが必要であると指摘しています。本調査において、小中学校の教員と保育所等の保育者を対象として調査を実施することにより、「ヤングケアラー」について周知し、理解を促していくことを期待しています。

九州龍谷短期大学 鬼塚 良太郎

2. 調査方法

1. ヤングケアラーの定義

ヤングケアラーについての法令上の定義はありませんが、厚生労働省及び文部科学省は、それぞれのHPにおいて、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」のことをヤングケアラーと定義しています。また日本ヤングケアラー連盟はHPにおいて、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと」をヤングケアラーとしています。本調査においても、日本ヤングケアラー連盟の定義を準用しています。

2. 調査方法

【調査対象】

- ・鳥栖市市内における保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校に勤務する人（教員以外の職種も含む）1,345人を対象とした。

【調査方法】

- ◆期間：令和5年7月下旬～8月下旬
- ◆配布：鳥栖市教育委員会及び鳥栖市子ども育成課を通して実施
- ◆回収：913名から回収（回収率67.9%・913/1,345）

なお、本調査は「令和5年度鳥栖市民活動支援補助事業」（鳥栖市市民協働推進課）に採択され、その補助金によって実施しています。

調査結果

1. 基本情報

設問1. ご所属に○を付けてください。

1. 小学校 2. 中学校 3. 公立保育所 4. 私立保育所 5. 幼稚園
6. 認定こども園

図1-① 設問1・所属

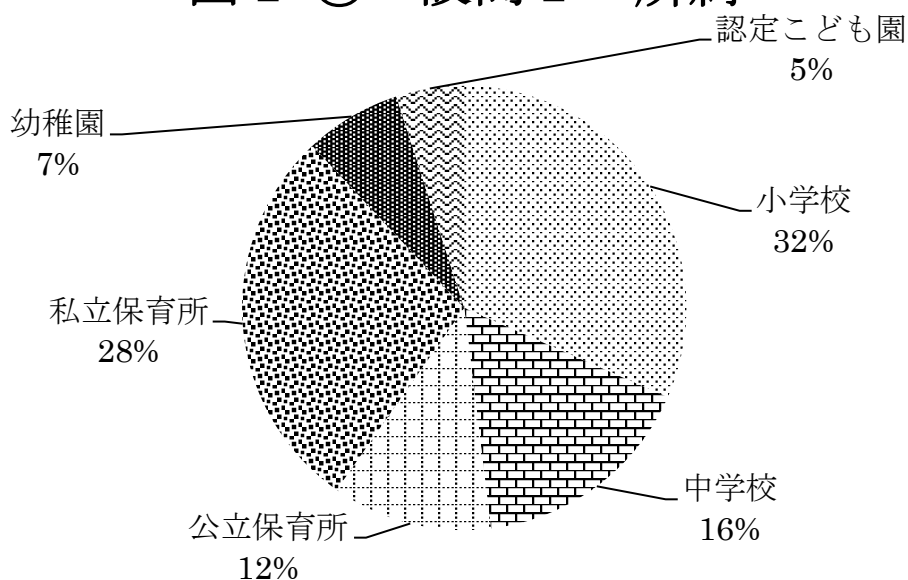
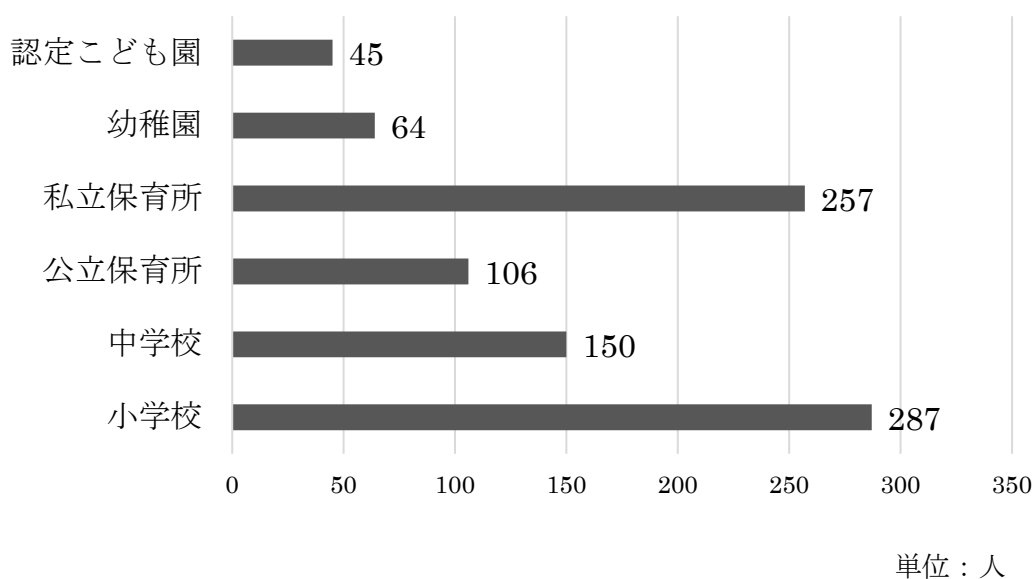


図1-② 設問1・所属



設問 2. 当てはまる年代に○を付けてください。

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代以上

図 2-① 設問 2・年代

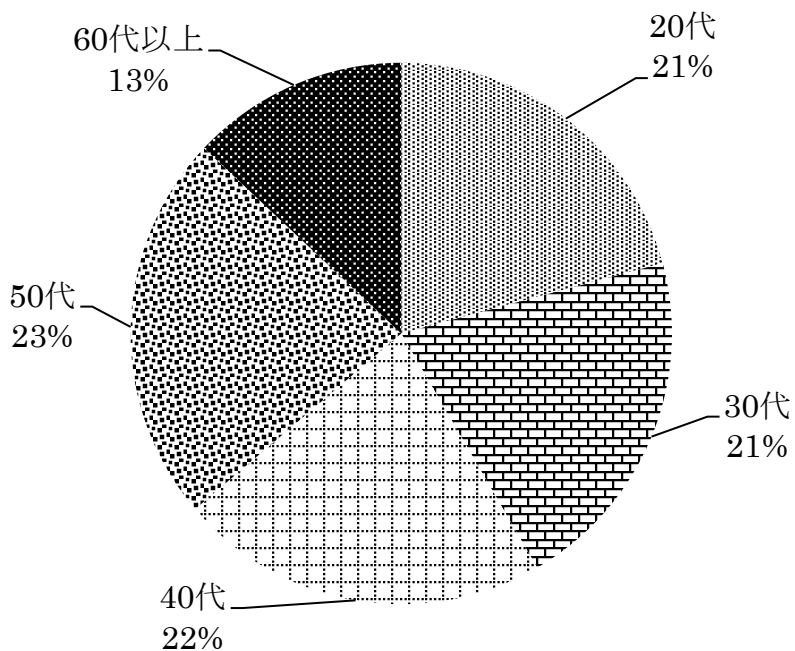
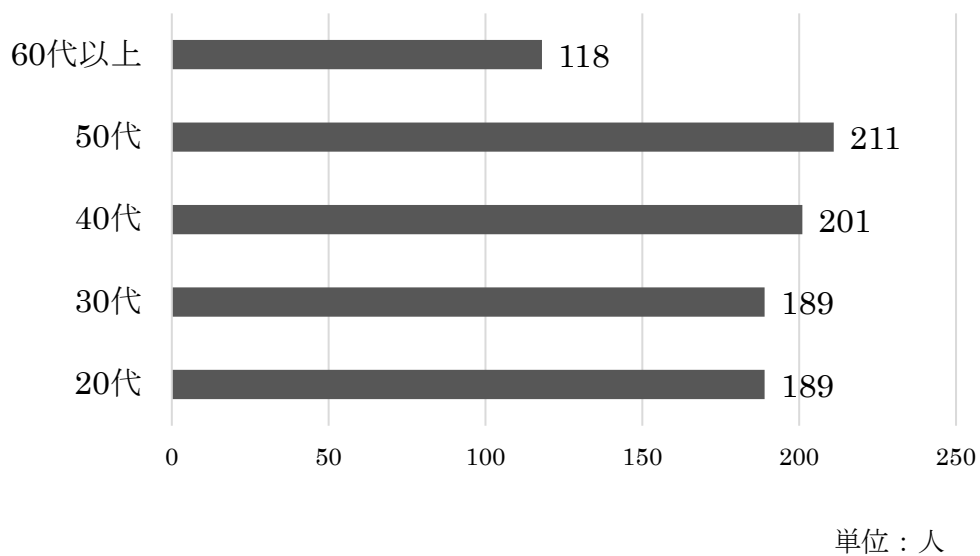


図 2-② 設問 2・年代



設問3-①. あなたの役職に該当するもの1つに○を付けてください。

(小中学校にご勤務の方のみお答えください。)

1. 校長
2. 副校長・教頭
3. 主幹教諭・指導教諭
4. 養護教諭・助教諭
5. 教諭・講師 (クラス担任: 小学・中学 年生・級外)
6. スクールソーシャルワーカー (SSW)
7. スクールカウンセラー (SC)
8. 事務職員
9. その他 ()

図3-① 設問3・役職

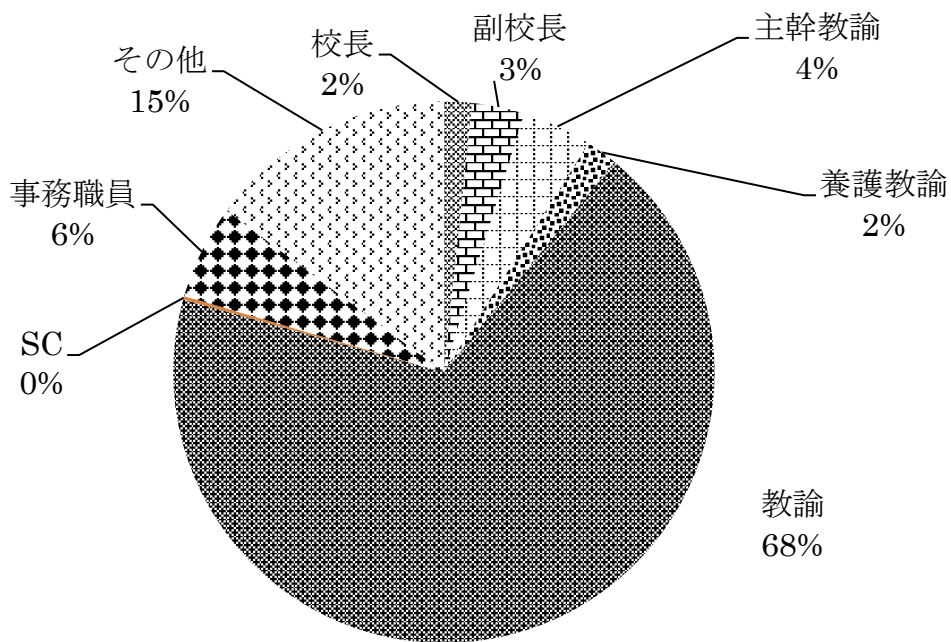
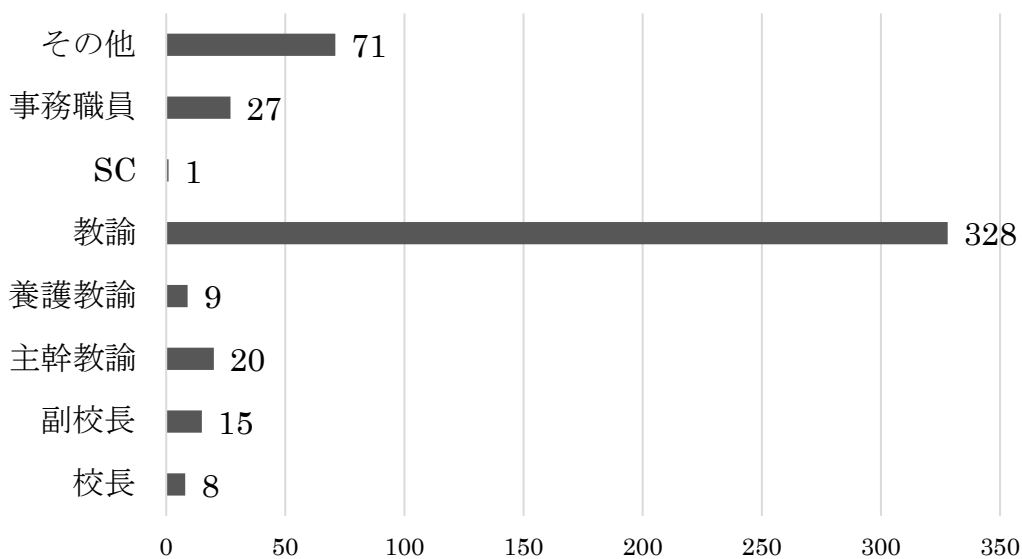


図3-② 設問3・役職



単位: 人

図3-③ 設問3-①「5. 教諭・講師」

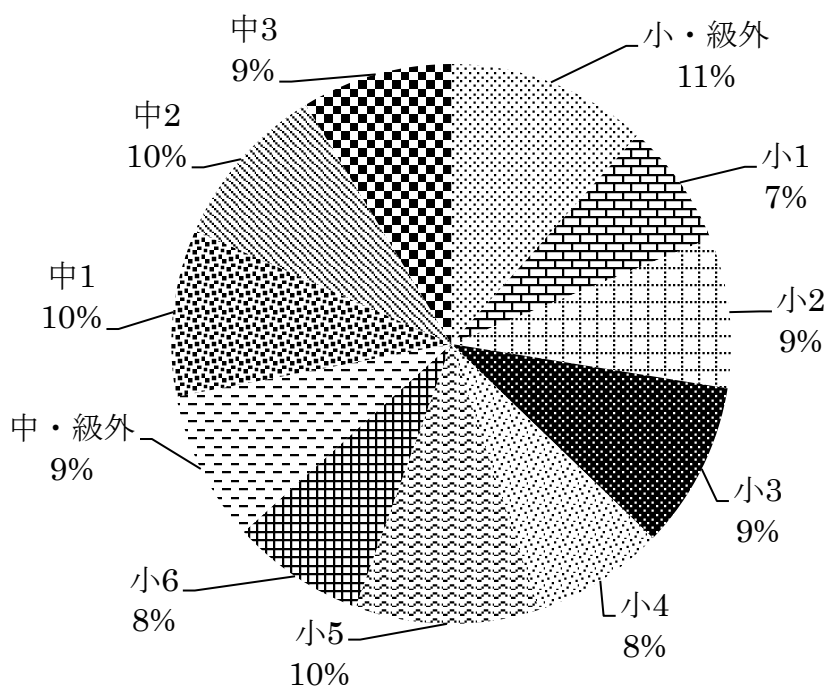
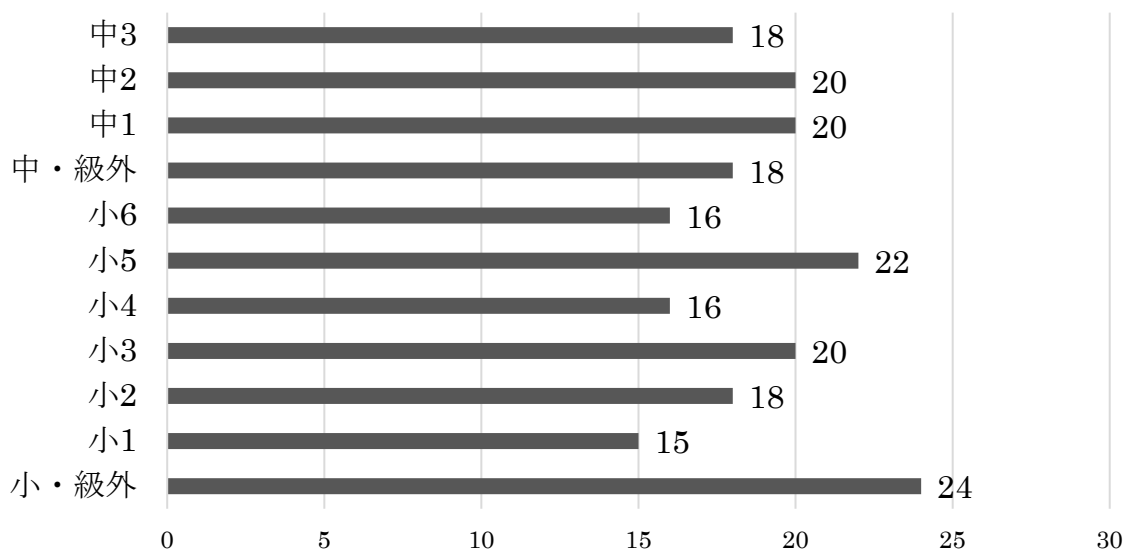


図3-④
設問3-①「5. 教諭・講師」



<その他の職種>

単位：人

スクールサポートスタッフ、会計年度、学校司書、看護師、教育業務、教員業務、支援員、調理師、特別教育、特別支援、非常勤講師、保育士、保育士、主任児童員、保育士パート、用務員

設問3-②. あなたの役職に該当するもの1つに○を付けてください。

(保育所・幼稚園・認定こども園にご勤務の方のみお答えください。)

1. 園長
 2. 副園長・教頭
 3. 主幹教諭・主任保育士
 4. 看護師
 5. クラス担任・副担任（年長児・年中児・年少児・2歳児・1歳児・0歳児）
 6. 事務職員
 7. その他
- *縦割りクラスの場合は、該当するもの複数に○を付けてください。

図3-⑤ 設問3-②・役職

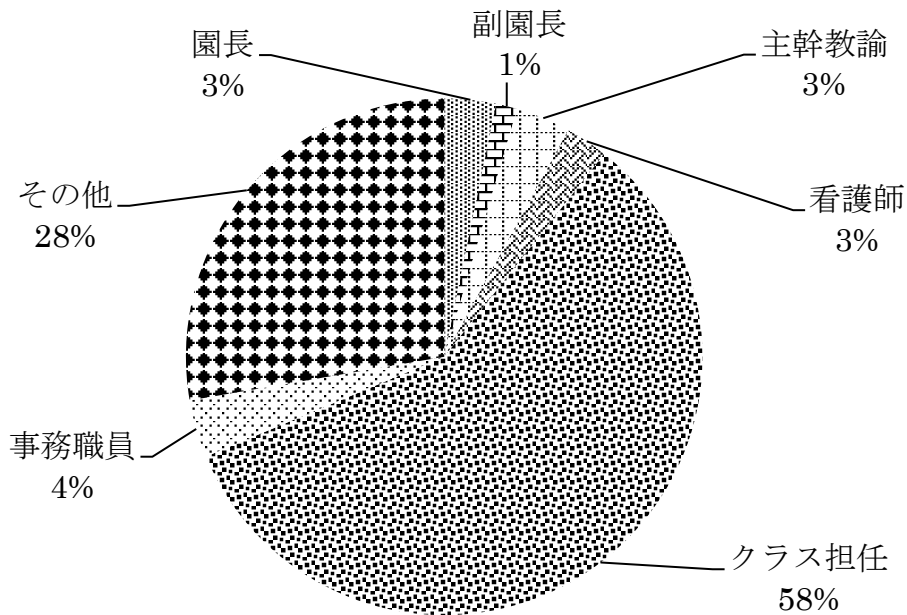
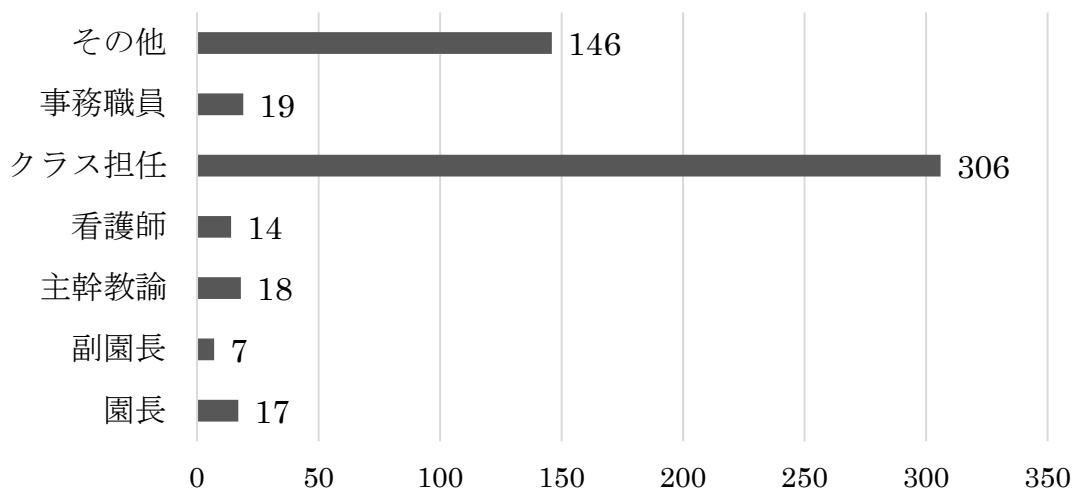


図3-⑥ 設問3-②・役職



単位：人

<その他の職種>

支援員、栄養士、保育士、調理員補助、パート職員、調理員、保育補助、用務員、加配、子育て支援担当、児童指導員、補助員

図3-⑦ 設問3-②・役職

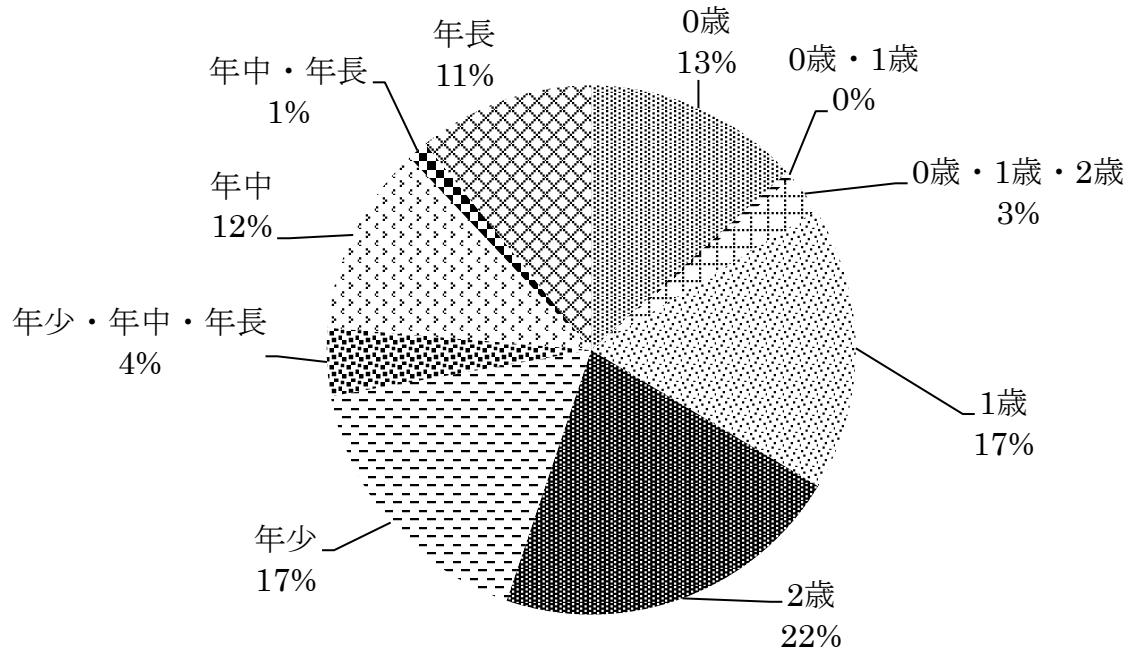
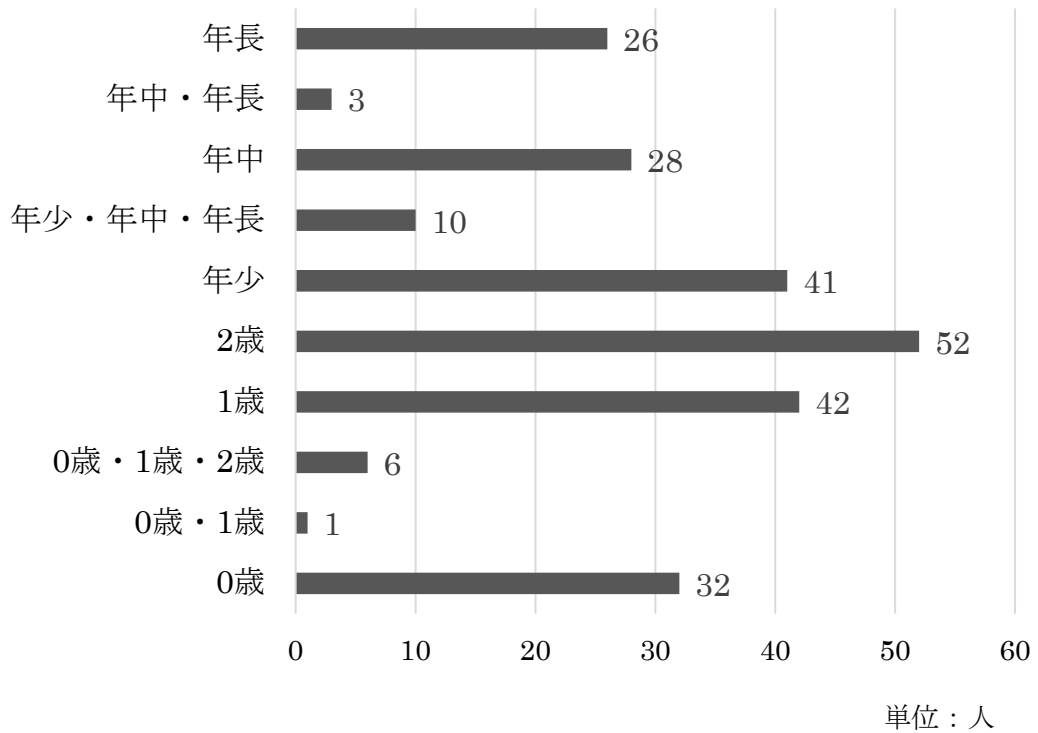


図3-⑧ 設問3-②・役職



設問4. ヤングケアラーに関する研修等を受けたことはありますか？

(ヤングケアラーに関する内容が研修内容に部分的含まれているものも含みます)

- 1. ある
- 2. ない

図4-① 設問4・研修の有無

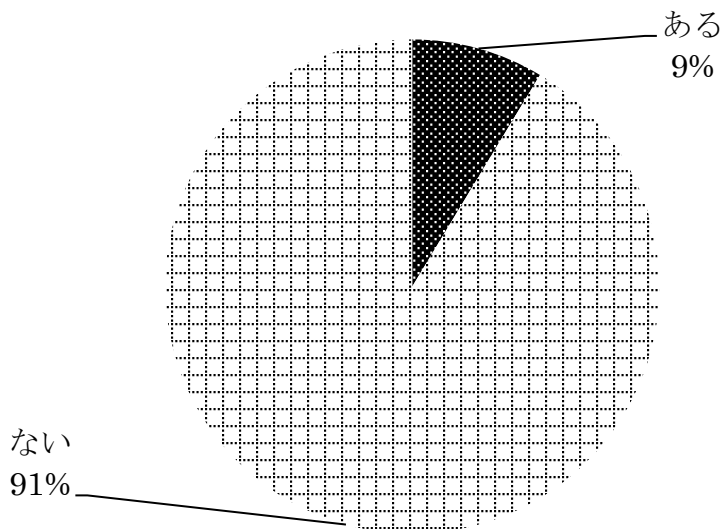
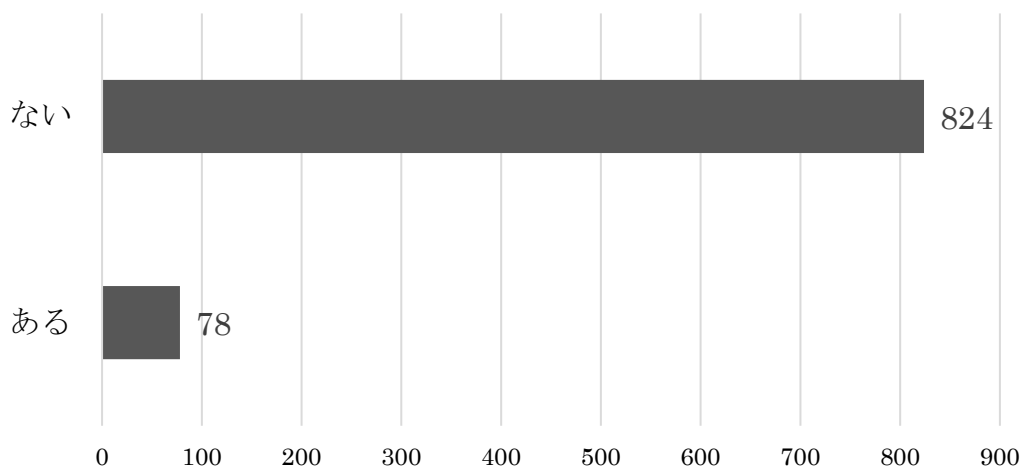


図4-② 設問4・研修の有無



単位：人

研修の有無②

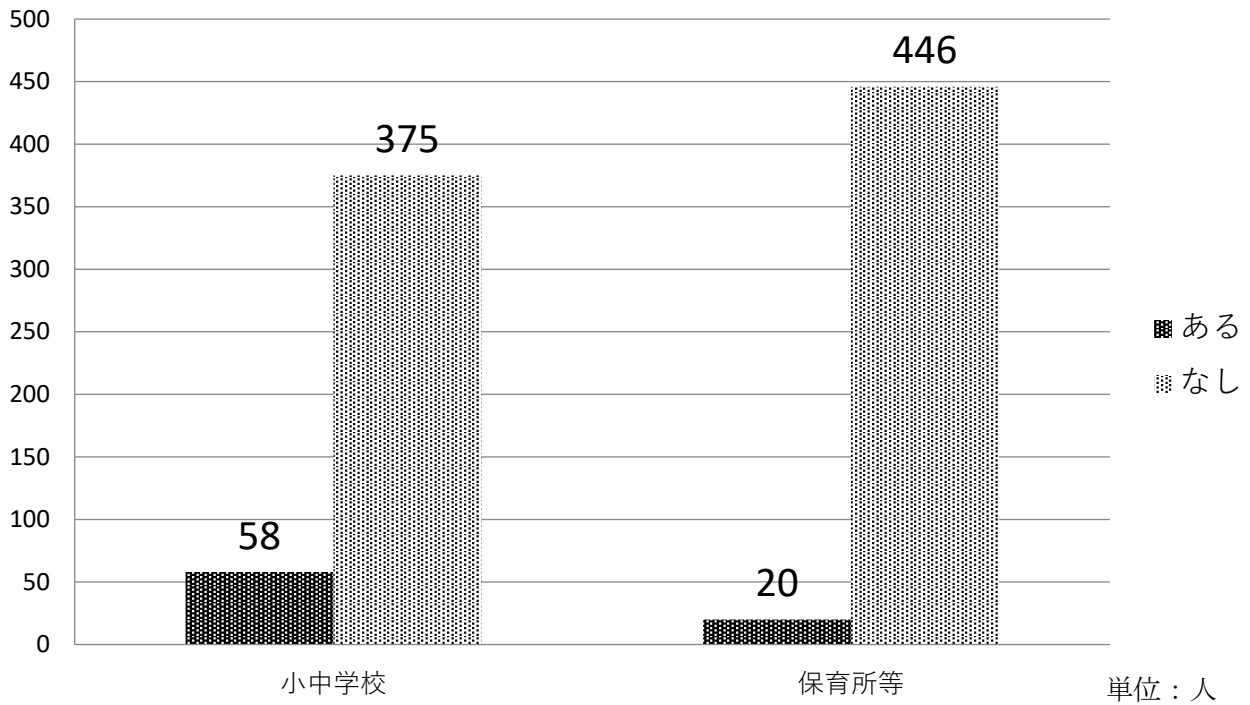


図4-③ 設問4・研修の有無②

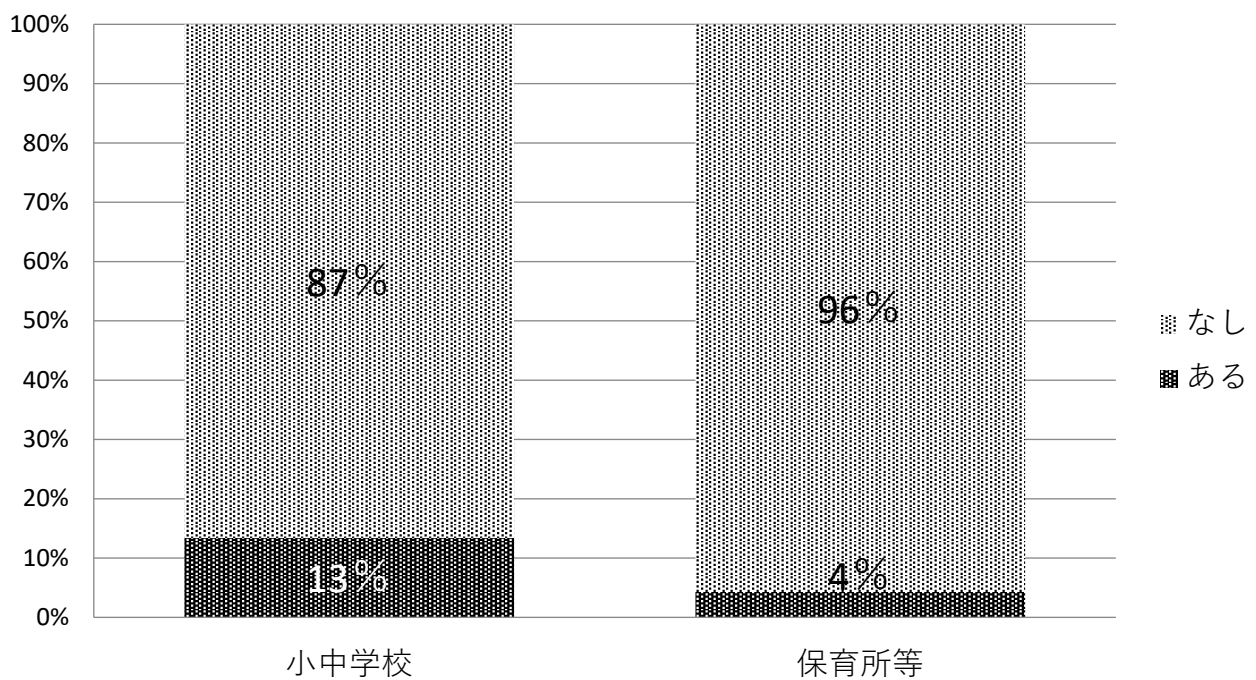
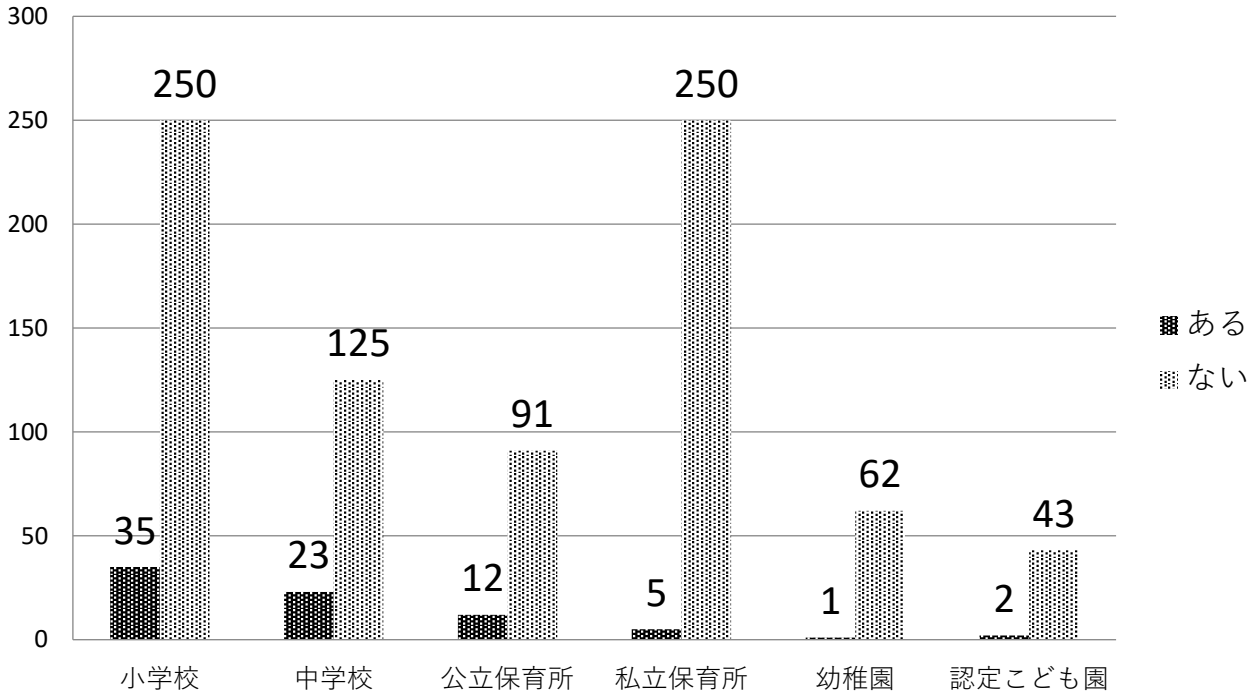
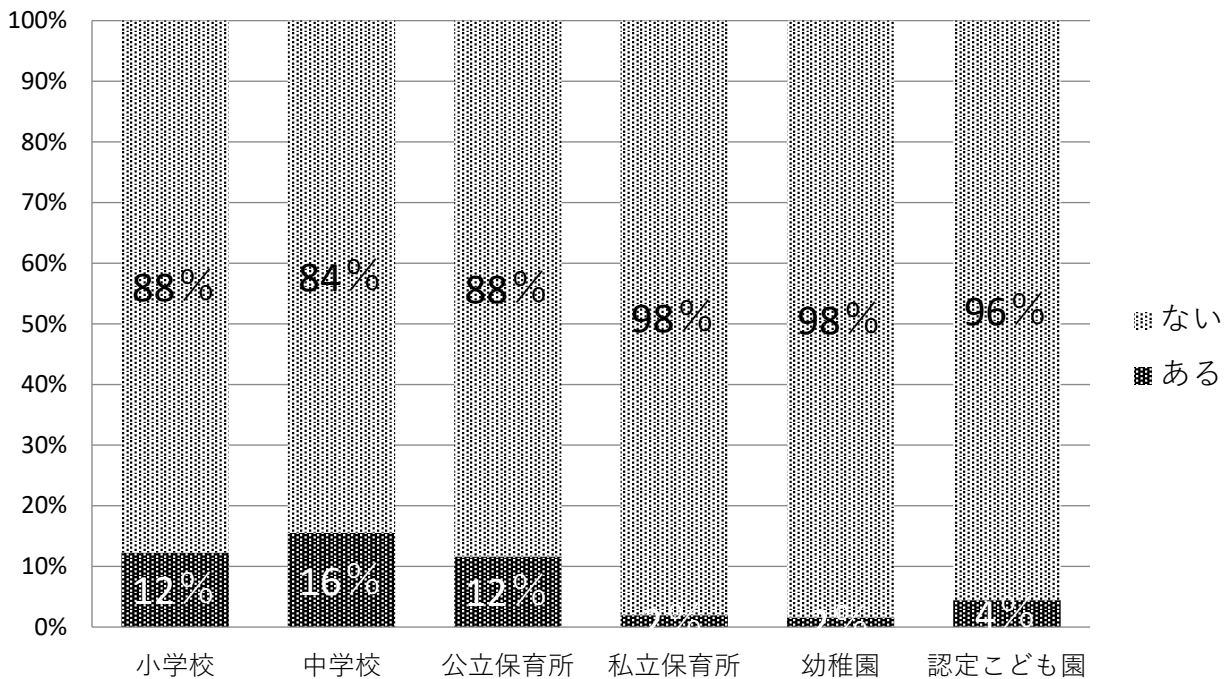


図4-④ 設問4・研修の有無



単位：人

図4-⑤ 設問4・研修の有無



2. ヤングケアラーについて

設問5. 「ヤングケアラー」という概念を認識していますか。

(あてはまる番号1つに○を付けてください)

1. 言葉を知らない
2. 言葉は聞いたことがあるが、具体的には知らない
3. 言葉を知っており、具体的に内容も把握している

図5-① 設問5・概念

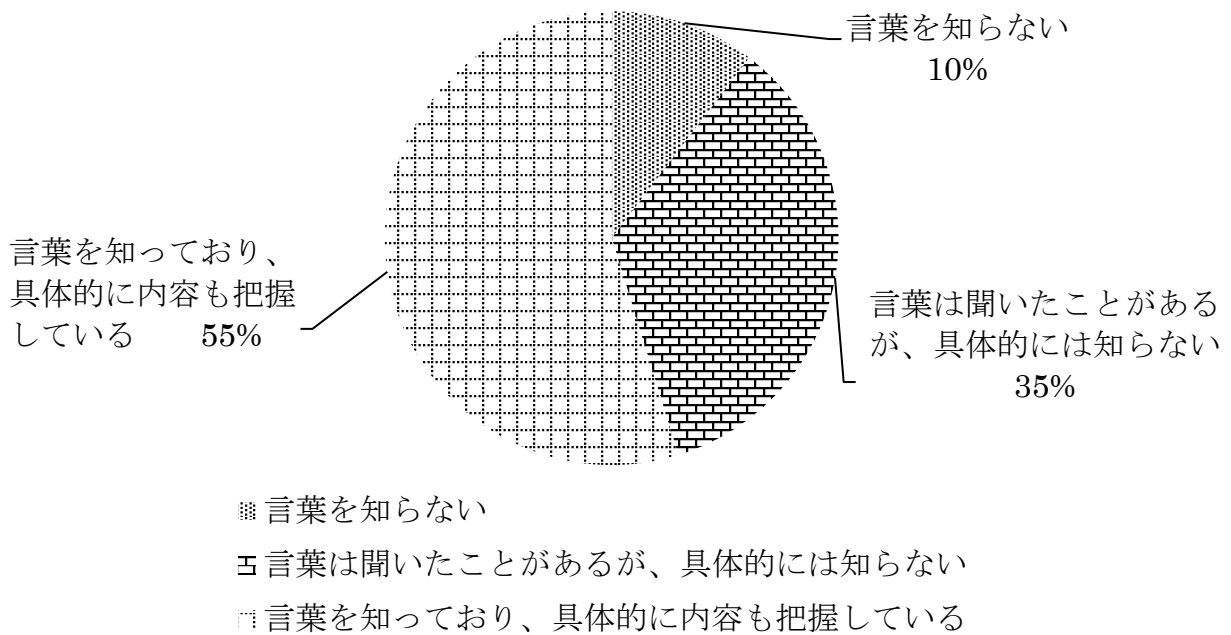


図5-② 設問5・概念

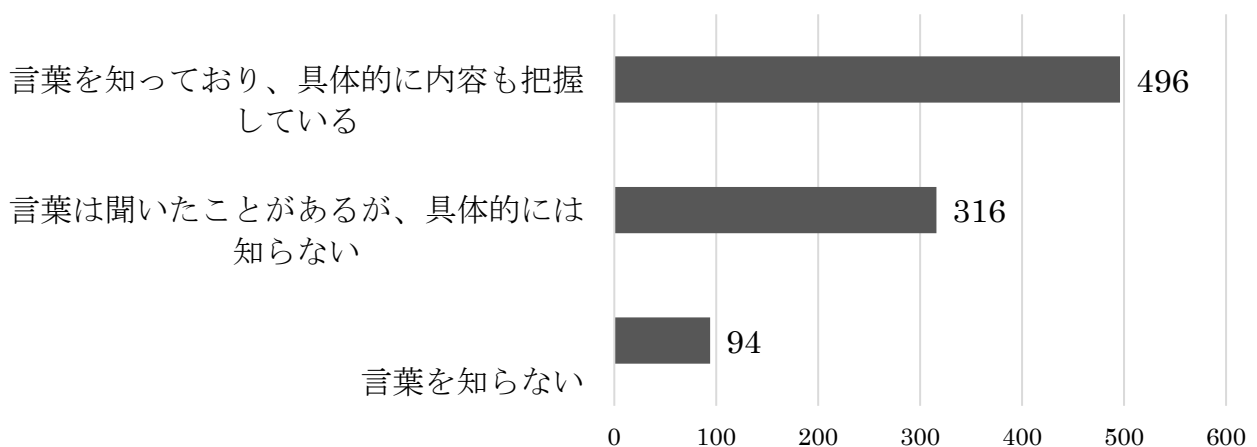


図 5-④ 所属×概念

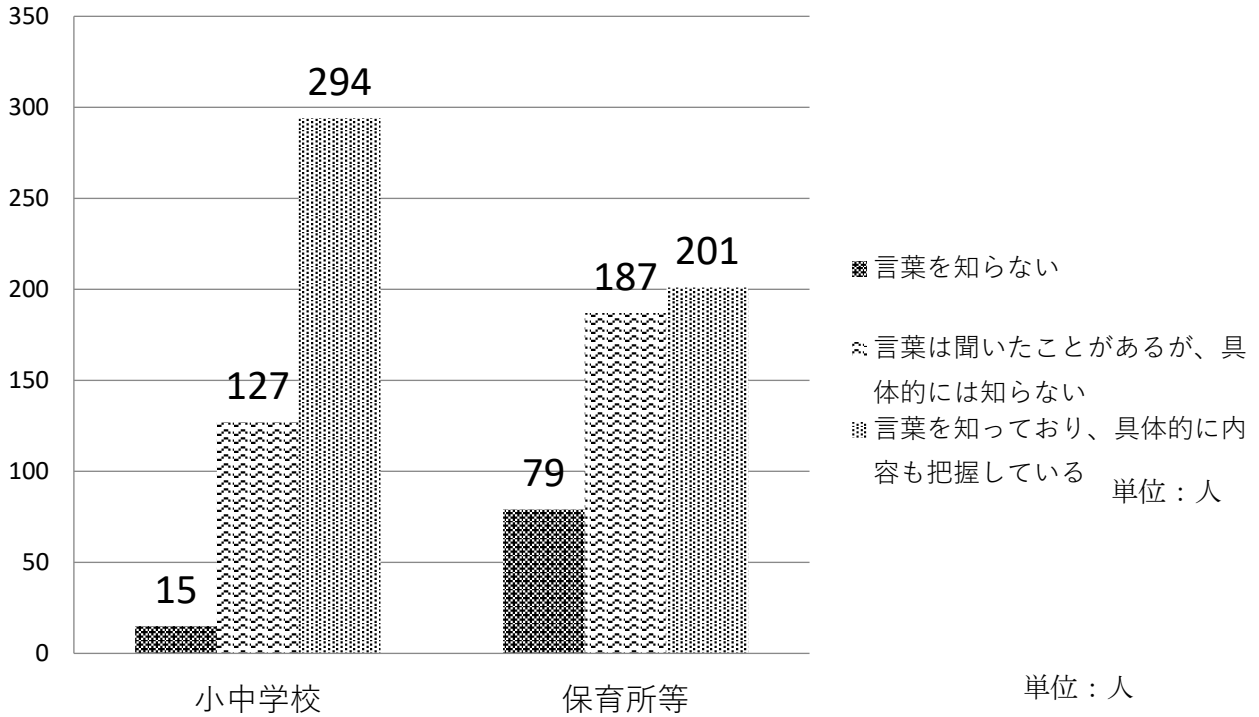


図 5-③ 所属×概念

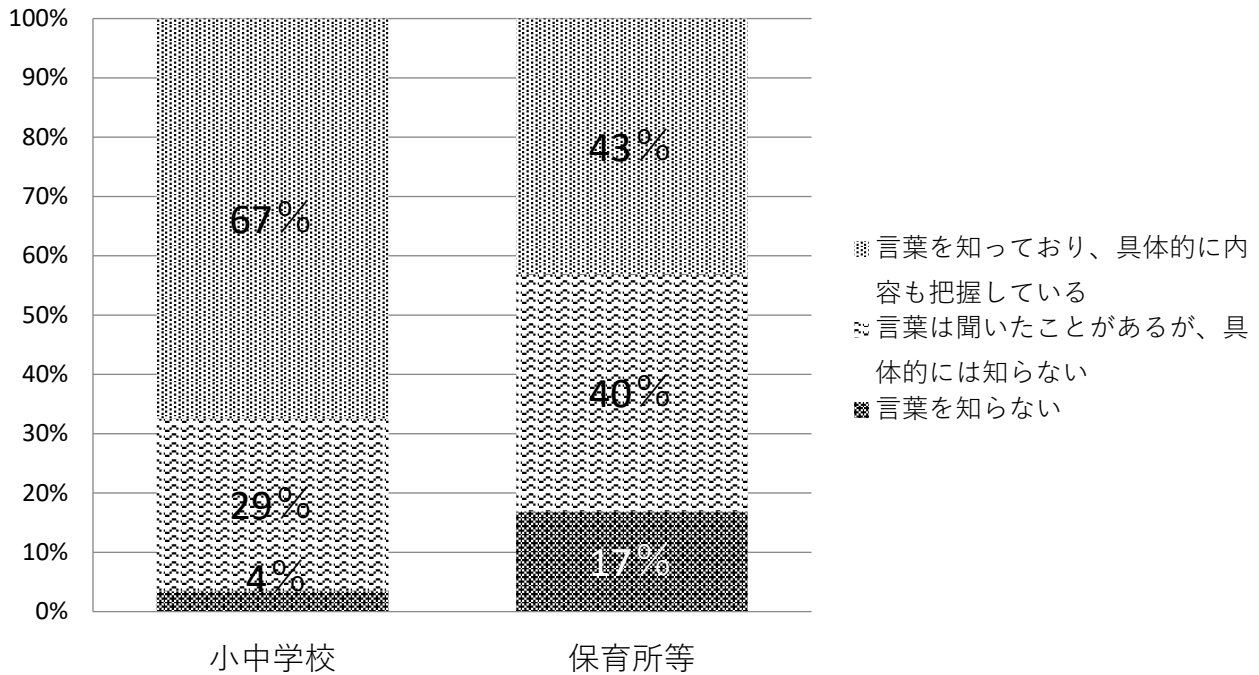


図5-⑤ 所属×概念（小中学校）

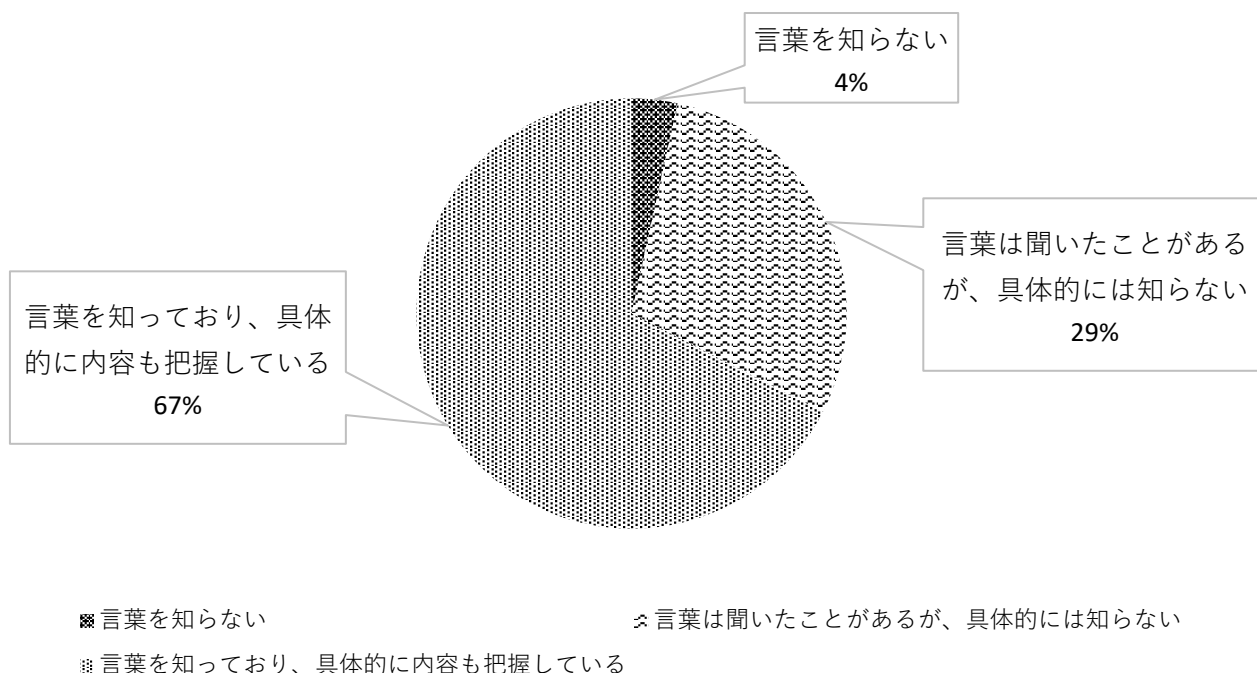


図5-⑥ 所属×概念（保育所等）

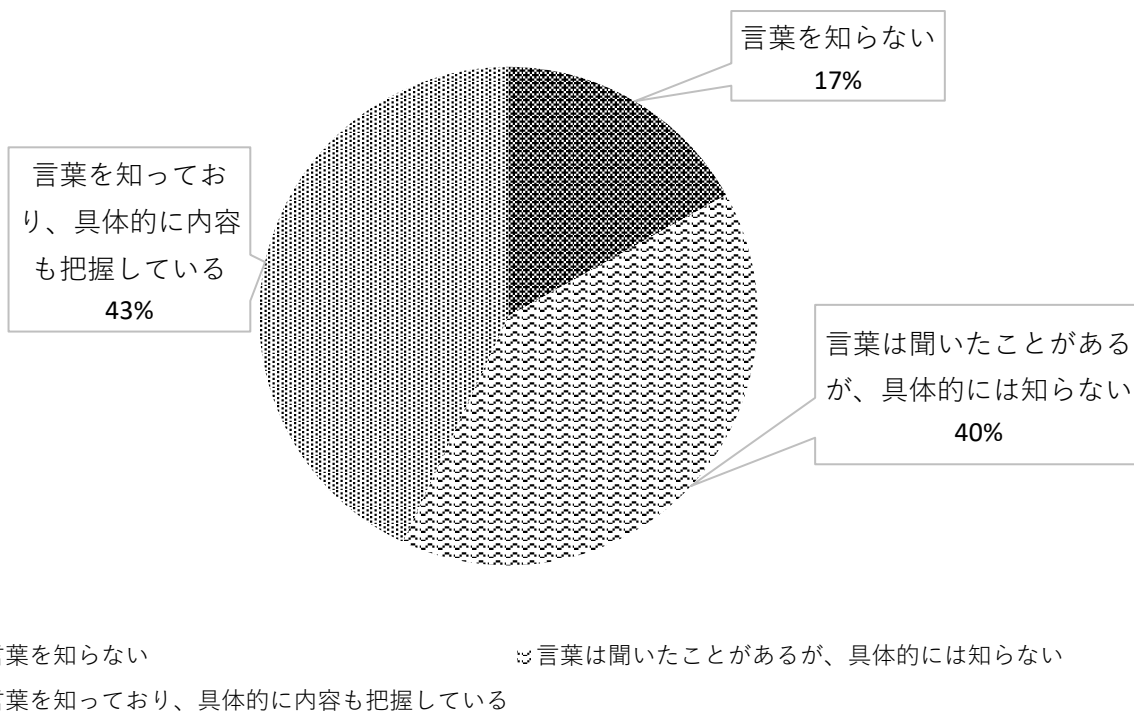


図5-⑦ 所属×概念

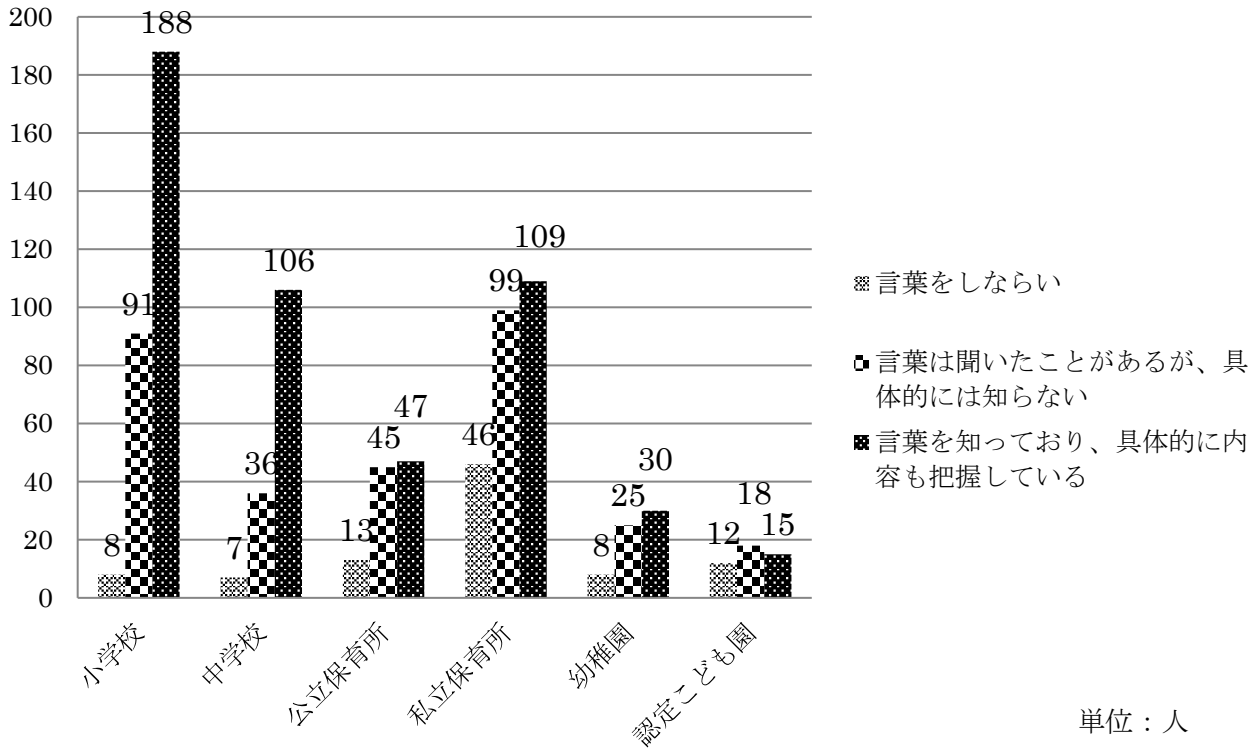
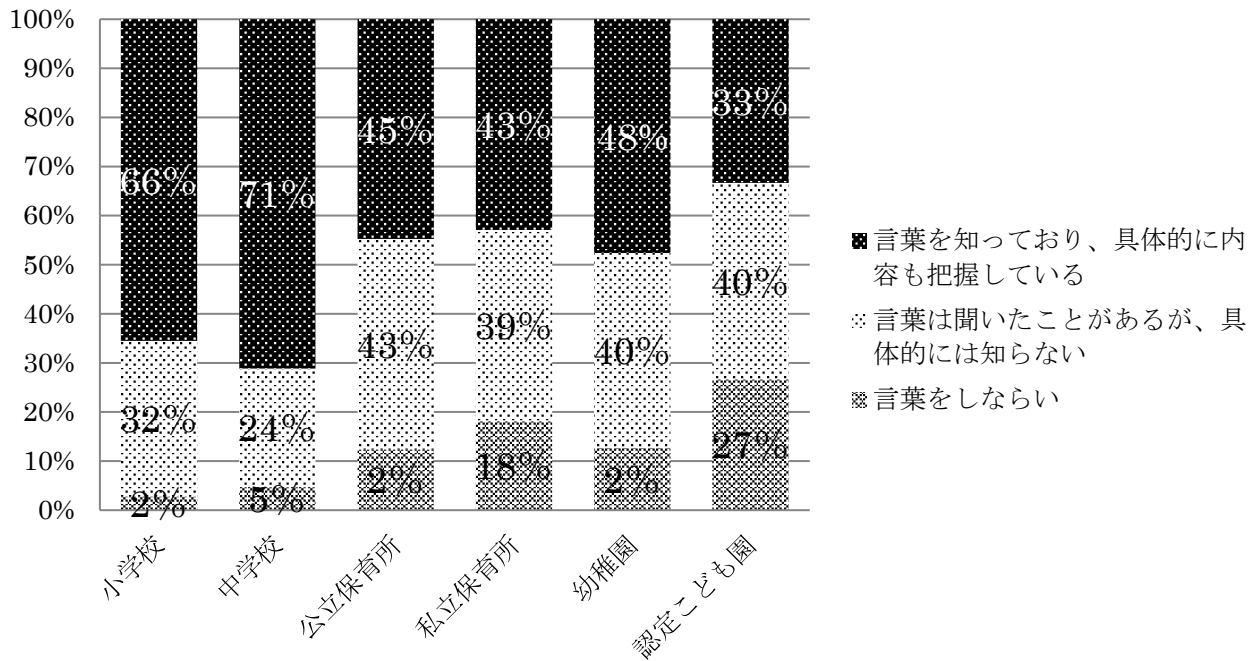


図5-⑧ 所属×概念



設問6. ヤングケアラーの定義を見て、現在、貴校（貴園）にヤングケアラーと思われる
 （可能性も含めて）子どもはいますか。

（あてはまる番号1つに○を付けてください）

1. いる → 設問7・8・9をご回答ください。
2. いない → 設問7をご回答ください。
3. 分からない → 設問10をご回答ください。

（設問11・12は全ての方にご回答をお願いします）

図6-① 設問6・ヤングケアラーと思われる
 子どもの有無

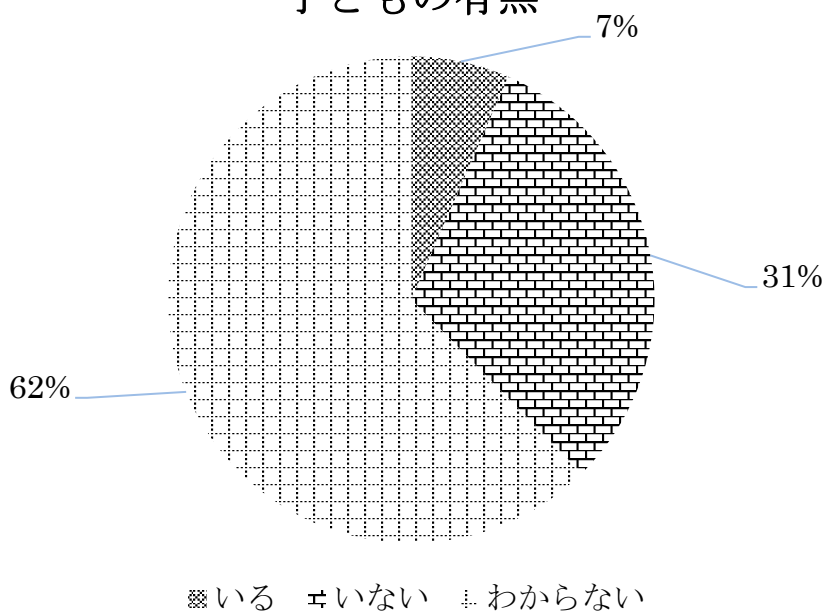
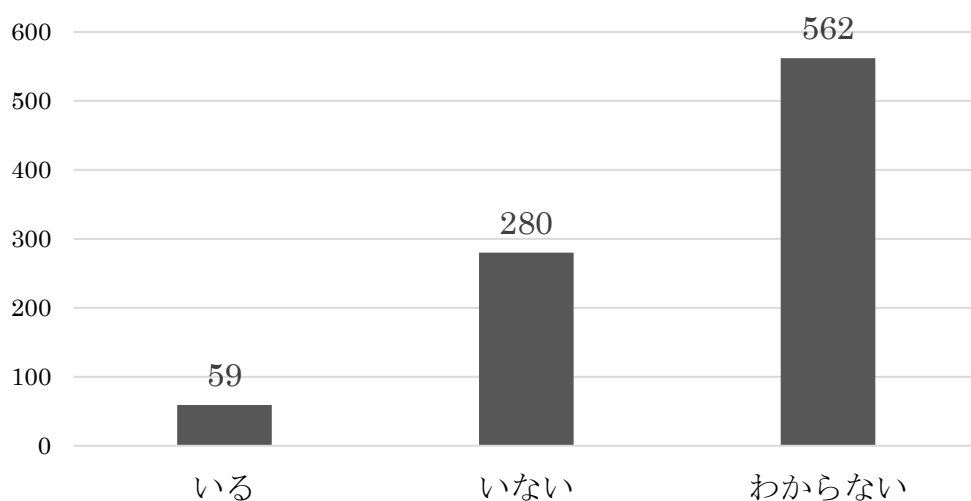
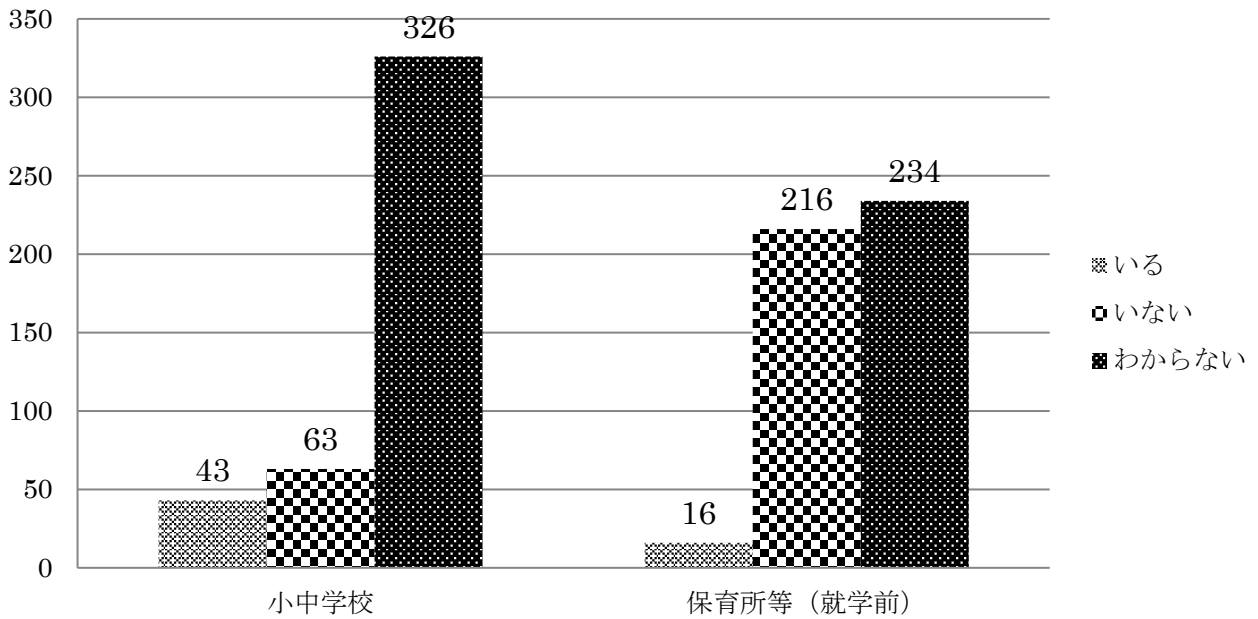


図6-② 設問6・ヤングケアラーと思われる
 子どもの有無



単位：人

図6-⑤ 所属×ヤングケアラーの有無



単位：人

図6-⑥ 所属×ヤングケアラーの有無

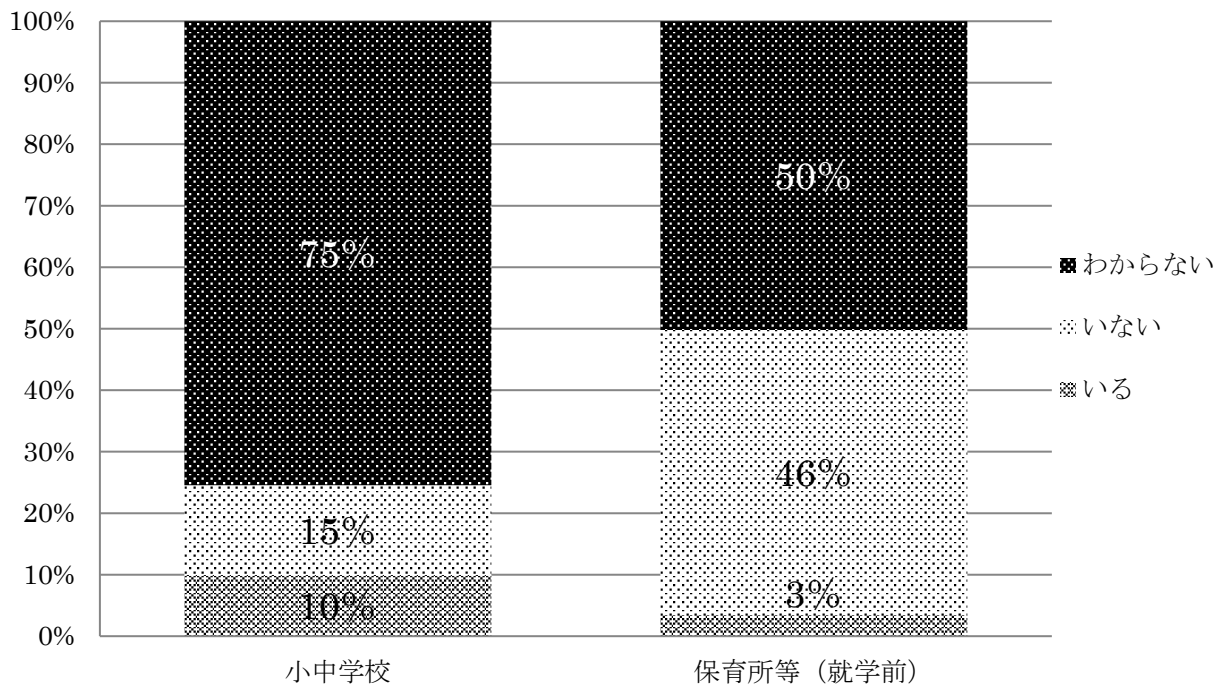


図6-③ 所属×ヤングケアラーの有無

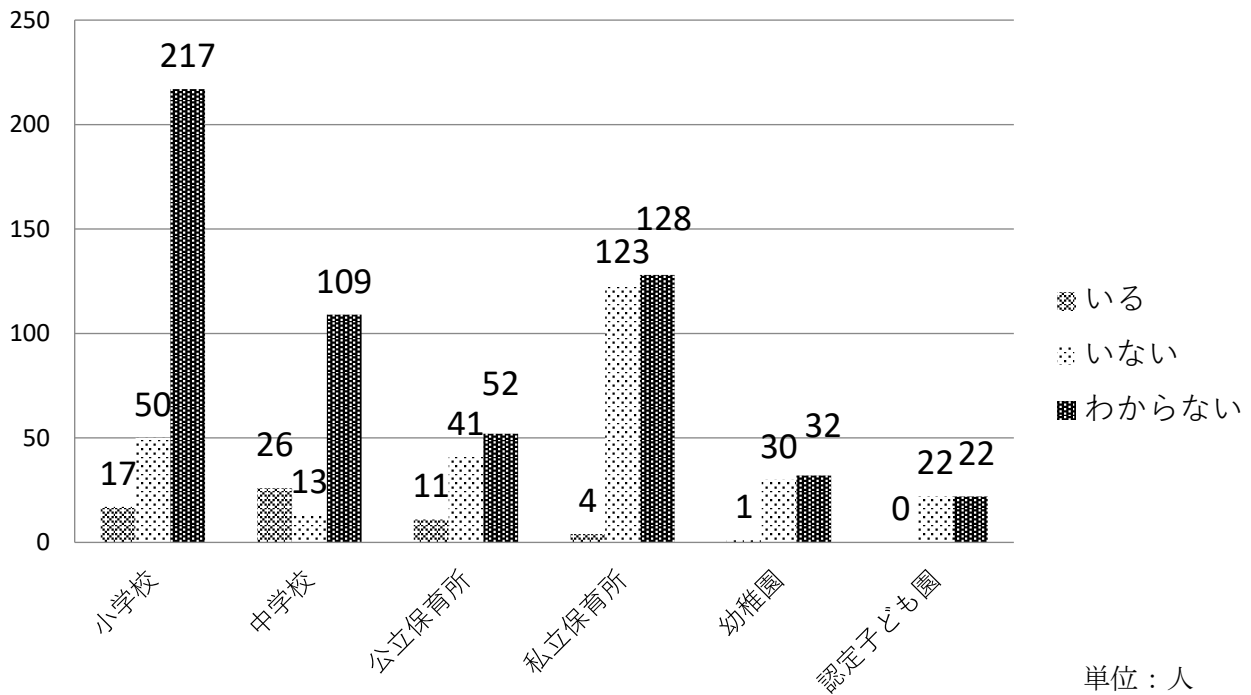
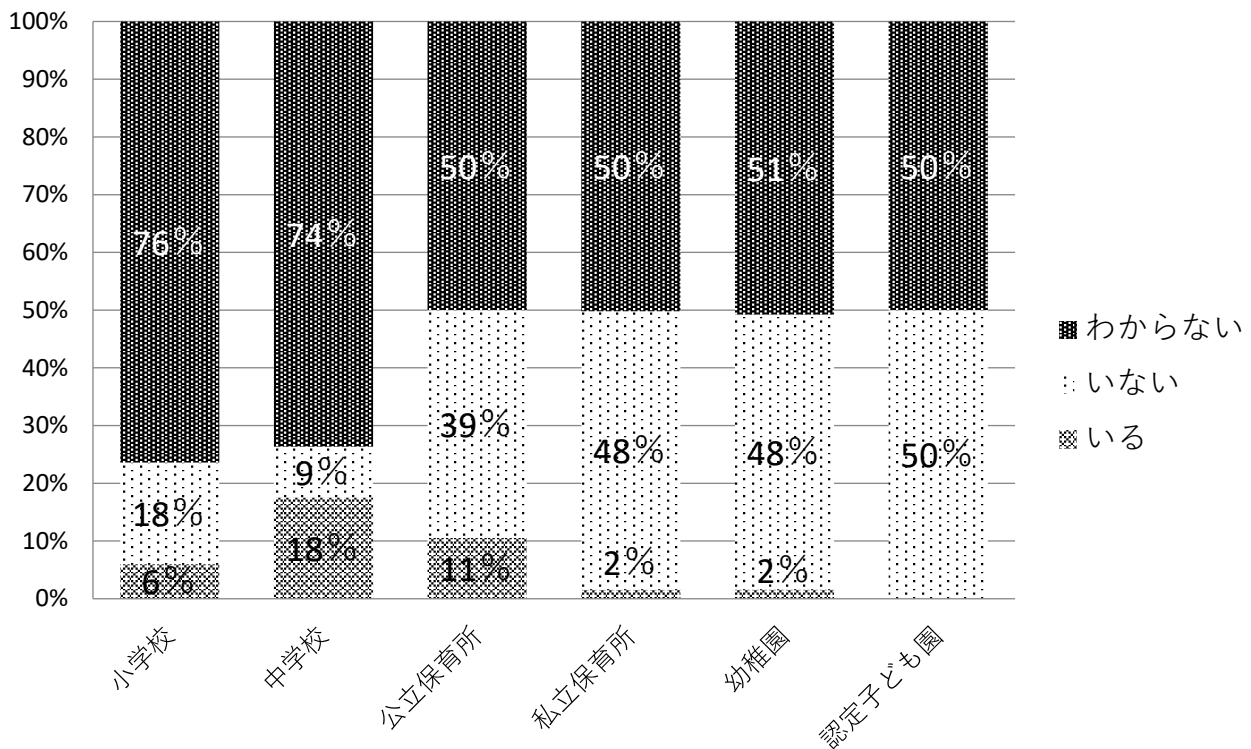


図6-④ 所属×ヤングケアラーの有無



設問7. 設問6. で「1. いる」または「2. いない」と回答した方にお伺いします。「ヤングケアラー」と思われる子どもをどのように把握していますか。

(あてはまる番号1つに○を付けてください)

1. アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている
2. 特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している
3. その他 ()

図7-① 設問7・ヤングケアラーの把握

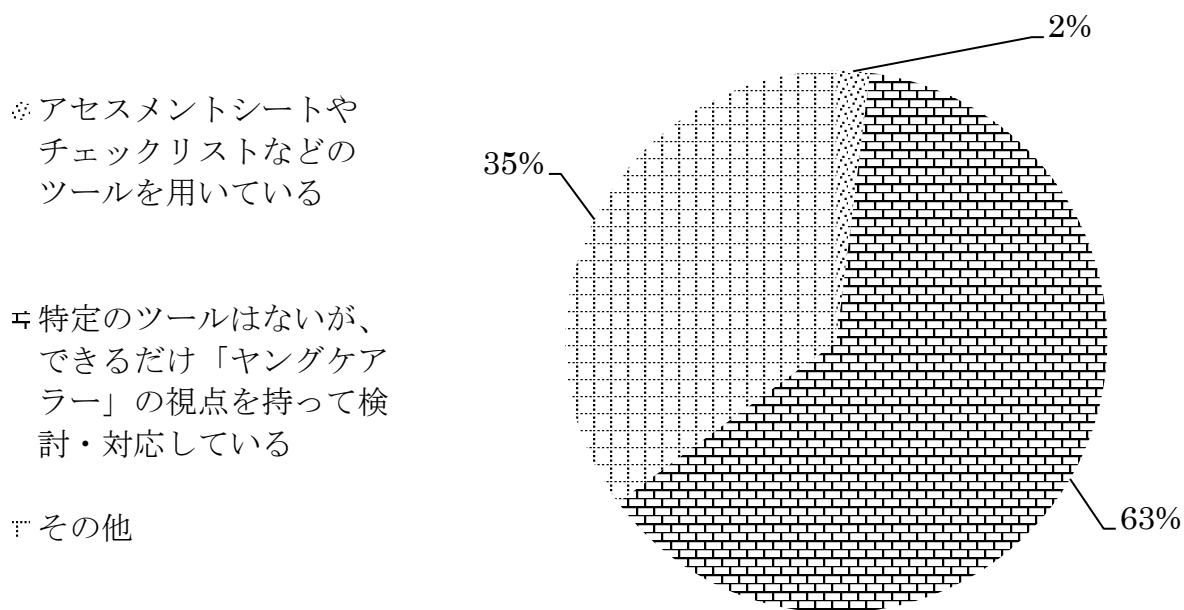
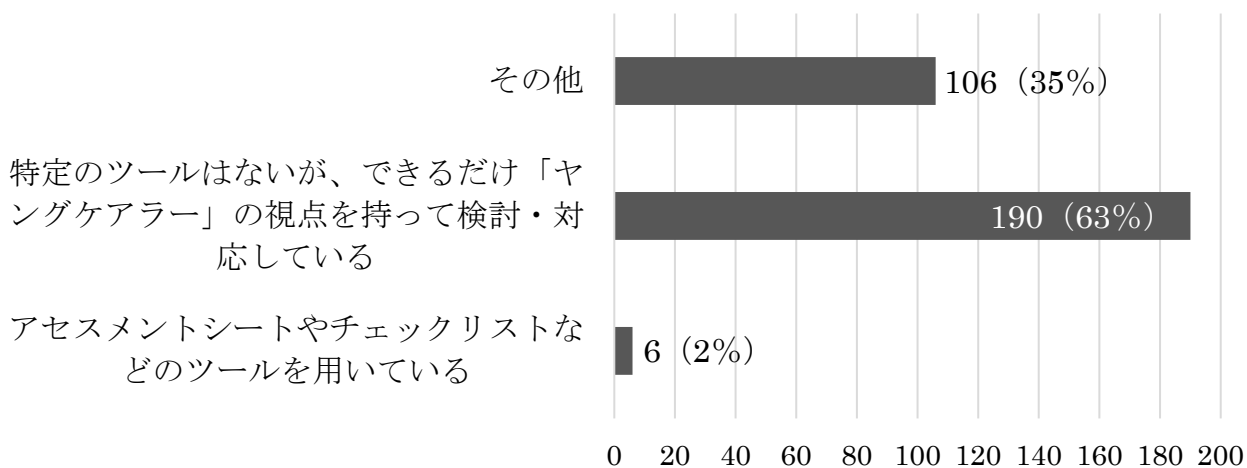


図7-② 設問7・ヤングケアラーの把握



単位：人

3. その他

自由記述による回答を内容によって4つの観点から以下のようにまとめた（以下一部抜粋）

(1) 日常の様子や家庭環境、保護者等との会話などから情報を収集しているという意見

- ・特定のツールはないが、見守っている
- ・園児との会話・様子、保護者との会話・様子で考えている。
- ・保護者や地域の方等からの情報
- ・子どもや保護者との会話
- ・いつも両親ではなく、年のはなれた兄や、祖母が送迎をしている姿を見て思った。
- ・保護者との面談等
- ・子ども達の家庭の環境を把握している。
- ・登園しない。欠席の理由

(2) 職員間や関係機関等との情報共有を通して情報収集しているという意見

- ・生徒指導等などの会議、民生委員等地域の方、SC、SWWなどの情報共有
- ・ケース会議を実施して検討した。
- ・小学校からの情報を聞いて把握している

(3) 当事者（子ども本人）からの情報により把握したという意見

- ・本人と話をしたり、日頃の様子から、
- ・当事者（生徒）が軽く話した
- ・生徒との話（コミュニケーション）

(4) 該当者が見当たらないためわからないという意見

- ・担当児が2才で年齢的にしていない。
- ・上記の「ヤングケアラーとは」を読んだ上で、子ども達の家庭環境を振り返ると該当者が思い浮かばない為
- ・保育所なのでヤングケアラーの対象ではありません
- ・登園する子供の年令が低い為該当している児童は居ないと思う
- ・ヤングケアラーの子どもの対応や園にいたことがないため把握することができない
- ・保育園児にヤングケアラーはいないと把握していた
- ・年齢的にまだ子供たち自身が世話される立場のため、ヤングケアラーという可能性を感じたことがない。

設問8. 設問6で「1. いる」と回答した方にお伺いします。ヤングケアラーと思われる
子どもの状況は下記のうちどれですか。

(あてはまる番号すべてに○を付けてください)

1. 障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている
2. 家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている
3. 家族の代わりに、障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている
4. 目を離せない家族の見守りや声掛けをしている
5. 家族の通訳をしている（日本語や手話など）
6. アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している
7. 病気の家族の看病をしている
8. 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている
9. 障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている
10. その他（)

表1. ヤングケアラーと思われる子ども状況

1. 障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている	15
2. 家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている	54
3. 家族の代わりに、障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている	10
4. 目を離せない家族の見守りや声掛けをしている	12
5. 家族の通訳をしている（日本語や手話など）	8
6. アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している	10
7. 病気の家族の看病をしている	8
8. 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている	8
9. 障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている	7
10. その他	7

単位：人

10. その他

- ・救急車が来た際、鍵を開けるお薬を渡すなどの対応をしている
- ・日本語が第一言語ではない家族と暮らしている
- ・家事の負担大
- ・家事をしている（家族に障がい、病気はない）
- ・家族の食事を作ったり、弟の弁当作りや小学校まで送迎をしたりしている
- ・父子家庭で、父が仕事で多忙なため家事をしている

設問 10. 設問 6 で「3. 分からない」と回答した方にお伺いします。その理由をお教えください。

(あてはまる番号すべてに○を付けてください)

1. 学校(園)において「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
2. 不登校やいじめなどに比べ緊急度が高くないため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる
3. 家庭内のことで子ども自身やその家族が問題を表に出したがないため、実態の把握が難しい
4. ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していないため、実態把握が難しい
5. 「ヤングケアラー」と「家事のお手伝い」との区別がつきにくい
6. その他 ()

表 3. ヤングケアラーがいるかわからないと答えた理由

1. 学校(園)において「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している	111
2. 不登校やいじめなどに比べ緊急度が高くないため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる	73
3. 家庭内のことで子ども自身やその家族が問題を表に出したがないため、実態の把握が難しい	288
4. ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していないため、実態把握が難しい	198
5. 「ヤングケアラー」と「家事のお手伝い」との区別がつきにくい	198
6. その他	111

単位：人

6. その他

その他の意見として、保育者や教員、担任以外（加配や級外）の職に就いているため、子どもとの直接的なかかわりがないまたは少ないからわからないという意見が多く見られた。以下それ以外の意見をまとめたものを示す（以下一部抜粋）。

(1) 赴任または就職して間もない為子どもの家庭環境等を把握できていないという意見

- ・就職してすぐ、フリーという立場上、各クラスの家事情まで目にする機会が少ない。
- ・入職して間が無い為、担当クラス以外の家庭に対する理解が浅い為。
- ・転勤して日が浅いため、学校の児童のことをよく把握していないため。
- ・異動してきたばかりで、学級全体の児童についてあまり把握できていない。

(2) 未就学や低年齢のため把握が難しいという意見

- ・未就学児もヤングケアラーの定義に当てはまるのかが分からない。将来的な意味も含めて？
- ・調理の方専門な為、詳しいことは分からない。だが、家庭が気になる所はある程度把握しているが、保育園でまだ子どもも小さいので、ヤングケアラーがいるかどうかは聞いたことがない。

- ・年齢が低くまだそこまでできないのではないかと？！
- ・保育園児はわかりにくい。
- ・2～6歳の子供達幼稚園なので、どこかで「まさか」という思いがあること。
- ・年齢がひくいのでいないと思う

(3) 実態把握する調査やシステムがない、または家庭環境の把握が難しいためという意見

- ・実態を把握するための、手段や、システムがない。
- ・家庭内のことが分からない
- ・ヤングケアラーだと感じた子はいないが、それだけでいないとは断定できない。
- ・家庭環境の詳しい状況を一人一人全員把握するのは難しい。
- ・ヤングケアラーと思われる子がいるかもしれないが、はっきりと証拠がないので、断定するのは難しい。また、自分の立場が級外なので、子ども一人一人の家庭の様子までは、担任のように把握するのは、難しい。
- ・普段の子供との会話の中では、いるかどうか分かりにくく、「いない」ように感じるのですが、チェックシートなどで、把握しているわけではありません。
- ・子どもからの情報を聞いただけでは判断が難しい為。
- ・家庭内のことに積極的に関与した関わりが自分ももてていないため見落としがあるかもしれない。と思うから。
- ・実態調査も行われていないし、把握もできていない
- ・ヤングケアラーではないかと思われる生徒の情報は入るが、きちんと把握ができていない。
- ・家庭調査票で見える限りでは、把握しづらいため。

(4) 他のクラス等所属する全ての子ども家庭の様子を把握していない(情報共有ができていない)

からという意見

- ・他のクラスの家庭について詳しく知らない。
- ・私が知る限りいないと思うが、全校児童の把握をしていないため分からない。
- ・自分が知る限りの児童の中にはいないが、他のクラスのことは分からないから、「いない」とは言いきれない
- ・ヤングケアラーの児童は今のところいないように見えるが、本当の家庭の様子は分からないため。
- ・各学級にもしいたとして、その情報共有はないので、いるかもしれないし、いないかもしれない。分からない。
- ・全ての生徒や保護者の家庭内の状況を詳細に把握するのは困難だから(家庭内のことについて深入りして聞くことはできない)

(5) その他

- ・自分自身もヤングケアラーだったので他人には言えなかったから難しいです。
- ・姉、兄がヤングケアラーであるケースはあります。園児本人というのは、まれですが、過去にはありました。
- ・ヤングケアラーの支援はSCよりもSSWの業務だという認識が多く相談対象に挙がってきづらい
- ・いないと思いますが、「可能性も含めて」と書いてあり、「いない」と断定はできないと思ったため、園児にはいなくても、兄や姉などがもしかしたらそうかもしれない家庭があるかもしれないと思った。

設問 11. 全ての方にご回答をお願いします。ヤングケアラーを支援するために、必要だと
 思うことはどのようなことですか。

(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 子ども自身がヤングケアラーについて知ること
2. 保護者自身がヤングケアラーについて知ること
3. 教職員（保育士等）がヤングケアラーについて知ること
4. 学校（園）にヤングケアラーが何人いるか把握すること
5. SSW や SC などの専門職の配置が充実すること
6. 子どもが教員（保育士等）に相談しやすい関係をつくること
7. 保護者が教員（保育士等）に相談しやすい関係をつくること
8. ヤングケアラーについて検討する組織を校内につくること
9. 学校（園）にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること
10. 学校（園）がヤングケアラーの支援について相談できる機関があること
11. ヤングケアラーを支援する NPO などの団体が増えること
12. 福祉と教育の連携を進めること
 （具体的に： _____)
13. その他（ _____)
14. 特にない

表 4. ヤングケアラーを支援するのに必要なこと

1. 子ども自身がヤングケアラーについて知ること	568
2. 保護者自身がヤングケアラーについて知ること	706
3. 教職員（保育士等）がヤングケアラーについて知ること	700
4. 学校（園）にヤングケアラーが何人いるか把握すること	370
5. SSW や SC などの専門職の配置が充実すること	310
6. 子どもが教員（保育士等）に相談しやすい関係をつくること	604
7. 保護者が教員（保育士等）に相談しやすい関係をつくること	496
8. ヤングケアラーについて検討する組織を校内につくること	137
9. 学校（園）にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること	396
10. 学校（園）がヤングケアラーの支援について相談できる機関があること	355
11. ヤングケアラーを支援する NPO などの団体が増えること	267
12. 福祉と教育の連携を進めること	200
13. その他	10
14. 特にない	5

単位：人

12. 福祉と教育の連携を進めること（具体的に）

- ・SSWなどの専門職の方や専門知識が備わっている自治体職員が直接各家庭に介入できるようなシステムを作る。
- ・子どもらしい生活が安定している事が大切なので、負担を軽減する連携に取り組む。まず話し合いをする。
- ・進学・転校先への情報提供
- ・学校が気になる子は福祉と細やかに連携をとり見逃さないようにする
- ・研修などでつながりを作っておく
- ・福祉に関する支援や補助制度を教育機関が把握し、保護者とのつなぎの役目をする。
- ・とても表面化しにくいので介護や医療なども含めて主となる機関が責任を持って連携を進めて欲しい。
- ・SSWやSC、病院、学校が情報を共有する。
- ・SSW、SCがほぼ常勤で現場にいるとよい。（中規模校以上）
- ・必要な予算を確保し、行政が中心となって組織づくりを行うこと。
- ・民生委員との情報交換。
- ・厚労省と文科省の横つながりをしないと、自治体でも無理
- ・自宅で介護しているかどうかで連携できる部分があると思う。語学も含め。
- ・福祉担当がその役割を誰が担っているのか把握し、教育現場へ伝える。
- ・学校が認知したのちにどこへ相談できるのか
- ・福祉協議会は児童福祉も担っているので社協との連携をはかる。
- ・どういった制度があるのかを学校からも周知していく。
- ・受けることのできる福祉、支援を保ゴ者に伝えられる外国籍の保ゴ者の「子」もケアラーに近いことがあります
- ・金銭的支援、介助員の派遣等
- ・定期的に教員と福祉関係の方が学校の中で気になることを話し合う機会をつくること
- ・福祉が学校に足を運びやすくするなど、それぞれの視点の違いを大切にして連携が前提となるように考え方を考える。国や行政の子ども支援の予算を単純に増額だけせず適切に運用すること

13. その他

- ・ヤングケアラーが担う役割を代わってくれる人を無料でいつでも派遣できる機関の設置
- ・幼保小中での被害防止対策会議は行われているので、同じような会議があると良い。その中で事前に専門の方よりの研修もしくは、会議に参加して頂くとなお良いと感じる。
- ・有資格者が警官と訪問する。警官がいないと追い返されたり罵声を浴びる為。
- ・ヤングケアラーの実態把握の仕方を知る。
- ・学校にたよらずに発見→支援の手順を確立し、実践すること。
- ・警察の生活安全課との情報交換や共有。
- ・教育機関以外の対応を考慮すること。
- ・保育園から高校までの教育費完全無償化、介護サービスの充実
- ・国が予算をつけて、子どもが介護や労働をしなくてよいように仕組みをつくるべき。
- ・市に相談できる窓口や専門職の配置が充実すること

設問 12. ヤングケアラーに関してご自由に意見をお書きください。

(1) ヤングケアラーについて広く周知する必要性についての意見

- ・知らない間にヤングケアラーになっていることもあると思う。ヤングケアラーがもっと世間に周知してほしい。
- ・家族のことだから自分がしてあたりまえだと思って、本当は無理をしても相談しようとしなくて、出来ない子が多いのかもしれないと感じた。まずはヤングケアラーについて知ることで、本人も相談するきっかけになり、周りも気づくことが出来るだろうから、知ること知る機会を増やすことが必要だと感じた。
- ・TV でみたことがあるくらいで実際のヤングケアラーの子どもたちに会ったことはないが1番自分のやりたいことをしたい年齢の時にできないというのはどこかで子どもの精神的な部分が壊れてしまうのではないかと思う。でも、その一方で家族のために働くということを幼いころから学ぶ機会でもあると思う。最も大切なのは世の中がヤングケアラーの存在を知ること、そして窓口や相談できる人がいることではないか。
- ・行政が支援を考案し、ヤングケアラーが利用しやすいよう手続きを簡単にする。絵を用いて支援方法を利用者が理解しやすいようにする。政策を認知しやすいように広告を利用する。
- ・まだ認知度の低い言葉だと思うので行政や地域などからの情報発信、又、地域との連携などの必要性を感じる
- ・教育関係の職に就いていたら耳にすることの多い問題だと思うが、世間的にはまだ周知されていないと感じるため、まずは“ヤングケアラー”という言葉が社会で広く認識されるようになることが必要だと思う。
- ・当事者はお世話したりする環境が日常の生活になってしまい、自分が“ヤングケアラー”だと気付いていない人もいると思う。ヤングケアラーという言葉が広く知れ渡ることで救われる人も増えると思う。
- ・ヤングケアラーの支援がどこまで進んでいるのか知りたいと感じました。
- ・ヤングケアラーについてもっと発信してほしい。
- ・ヤングケアラーの認知度が社会的にまだ低い。支援を強化する為には、同時に啓発活動を広め、社会の意識を変えて行く事も重要とか思います。

(2) 自分自身がよりヤングケアラーについて知る必要についての意見

- ・家庭の事を把握する難しさもありますが、子供達がいる現状を知ること、分かることで出来る支援も増えると思います。子供達自身にとってもデリケートな課題であるため、まずは自身が知識をふかめていかなければと思っています。
- ・最近新聞やニュースで聞くようになったばかりで自分自身しっかりとした認識(知識がなく)が薄い。又 お手伝いとヤングケアラーの境目 保護者の認識もないと思う。多くの相談窓口が必要になってくると思っている。
- ・ヤングケアラーという言葉は知っていたが、具体的な内容まで知らなかったなので、知ることができてよかった。当事者が相談しやすいような環境を作っていき、負担がかからないようにするべきだと思った。

- ・TVなどでヤングケアラーということは何となく知っていたが、まだ自分の身の周りにいるという実感はなかったので、ハナから「いない」ではなく「いるかもしれない」という目をもって、観察しておかなければならないと思いました。

(3) 子どもたち自身や保護者がヤングケアラーについて知る必要についての意見

- ・表面には出ないけど、実際には結構な人数が存在するような気がする。それを当たり前として生きてきた子どもたちに、当たり前のことではないという事を知る機会を与えていかなければいけないと思う。その為にも家庭の中のことを知ることが自分ができることだと思う。保護者と子どもたちとも話をしたり聞いたりして話しやすい関係を築いていきたい。
- ・子どもは何を相談したらよいのか？ そこから分からないと思います。もしそのような厳しい環境のお子さんがいたら周りもどう接してどのように対応したらよいのかなとも思います。口に出すことの難しさを感じます。
- ・子ども自身が家事や家族の世話をすることが当たり前と考えてしまう実状がある。その認識を変えていくことが大切だと思う。
- ・子ども自身や保護者がヤングケアラーやまたどんな支援があるか知る機会を増やす必要がある。学校での講演、教育者の知識の向上、自治体との把握、連携等、私達も含め知る機会があるといい。
- ・実際にそのような立場になった時、どこに頼ればいいのか、自分しかする人がいないと考えてしまうと思う。もっと色々な情報を知り、本人も専門機関があることを知ることによってヤングケアラーは減っていくのではないかと思う。
- ・家族の為に援助するのが当たり前だと思っている子ども親がいたら支援につながるように話を進めてやらないといけないと思う
- ・家庭環境や家族構成はそれぞれなのでお手伝いの範囲をそれぞれだとは思いますが、親も悩み苦しんでいるのかも知れません。しかし子供が他の子と違うんだと気づき、相談できる環境があれば、私達も気づいてあげれる機会も増えると思いますが、難しい問題ですね。
- ・言葉はいろいろなところで耳にしますが、実際の支援となると難しい部分がたくさんあります。まず知識を身に付け、子ども自身が自分の現在の状況を把握することが大切だと思います。

(4) 家庭環境などヤングケアラーの実態を把握することの困難さについての意見

- ・学校は窓口にはなれると思うが、教職員で全て対応するのは不可能である。また、家庭内のことになかなか入れないので、うたがわしい事例があっても、本人が「こまっています」と言えば、これ以上関われない。「見守り」という各の放置になっていると思う。
- ・表面に出にくい問題で、把握するのは困難だと思っています。
- ・なかなか家庭内の事を外部の人に話すことがないので把握しづらいのだと思う。周りの人にどういったいいのかわからず、家庭内で解決せざるおえない状況が多数ではないかと思う。
- ・実態の把握が難しいと感じました。実際ヤングケアラーにあたる子どもがいた場合、教師として何か支援ができるのか疑問に思います。(福祉的要素が大きい気がします。)
- ・家庭の状況をくわしく分かることができなくなっているのがヤングケアラーかどうかを見分けることが難しいと思います。
- ・家庭内や家族の状況を学校が独自で把握するには大変困難な状況です。どのようにして詳細を把握し

いけばよいかを考えていく必要があります

- ・家庭の事が、学校では分かりづらくなっている。(家庭訪問等の中に) それだけに、福祉・学校の連携は必要であり、重要な課題だと思う。これは虐待やネグレクト等についても言えることだと思うが、難しい問題である。子供自身が SOS を出してくれると早く対応できると思うが、それもなかなか難しいのが実情である。
- ・学校がどのように実態把握、支援すればいいか分からない。ふみこみすぎと思われぬようにするにはどうすればよいか。

(5) 相談窓口の設置など当事者や家族が相談しやすい環境の整備の必要についての意見

- ・家族で助け合う事は大切な事だと思いますが、子供に負担がかかる事は周りの大人が配慮してあげてほしいと思います。相談できる場所があると思います。自分から声をあげられるような環境が大切だと思います。
- ・家族の世話をしている子ども達の負担が軽くなるように子どもが相談しやすい窓口が増えてほしいと思います。
- ・家族への手伝いとヤングケアラーの線引きがむずかしい。人によって負担の感じ方に差がある。相談できる人、場所、環境が整備されるともっとよいと思う。
- ・ヤングケアラー本人が誰にも相談できずに孤独で苦しむことのないように相談しやすい場所があるのととてもいいなと思います。
- ・当事者の子ども達が SOS を出しやすい環境を作り広めていく事が大切だと思います。
- ・ヤングケアラーの方自身が自分がヤングケアラーだという事を周囲の友達には知られたくない方もいると思うので学校の先生や園の先生がヤングケアラーの方との窓口になってくれる方が相談しやすいと思った。
- ・子ども自身が相談出来る環境を作る事、該当する子どもに対する対策が充実していることが大事なのではないかと思いました。
- ・ヤングケアラーに関してはテレビの番組で特集を見たことがある程度で詳しくはわかりません。ケアラーの子供たちは、その生活が当たり前だと思い込んでることが多く大変と気づいていないため発信しない例があげられていました。子供たちが引きこもってお世話をしなくても生活が成り立っているよう、福祉の充実・窓口を広げられることを願います。未来がある子供たちがうずもれていかないよう、気付いて手を差し伸べられるような社会であってほしいと思います。
- ・ヤングケアラーについて言葉は知らなかったが内容を見て理解することができた。まずは知ることが大切で、その上で相談できる窓口が増えてきたらいいと思った。又、ヤングケアラーと認識がなく、そうせざるを得ない家族もあつたりすると思うので、もっと支援できる機関が充実し、サポートしてくれるところがあるとヤングケアラーも減り、人権も守ることができると思う。
- ・子どもは、自分の現状が、当たり前なので、困り感が出にくいと思われれます。ただ、福祉のサポート先が、はっきり分からないから、親も、頼り先が分からない。そこが問題だと思う。親が他に頼れないから、子どもに頼るのではないかと思う。行政の相談先がむずかしい。
- ・生徒も保護者もヤングケアラーについて多少は認識していても、実際自身らがそうでは無いと思ひ込んだり、思いたくない(違う)という考える人もいます。すぐに助けを発信できる機関や家庭内の事情を気軽に相談できる窓口も身近にあれば、ヤングケアラーの子供達に早く気づいて少し

でも力になることが出来るのではないのでしょうか。

(6) ヤングケアラーに対する支援体制の構築の必要についての意見

i) 幼稚園や小学校等内の支援体制について

- ・ヤングケアラーに関して学校が把握して担当行政につなげる方法をとった方が良いと思います。又は、SSWの人数を増やして、各学校へ1人配置をする等。
- ・現在、支援級を担任をしているので、クラスの児童と交流学級の児童の観察をしています。保護者と連絡を取り合う中で、児童の帰宅後のこと、休日の過ごし方について会話を通して、情報を最新にしています。本校に相談機関ができたとしても全てを把握することは難しいかもしれません。それでも、児童と保護者、教職員には、ヤングケアラーのための入り口として、知らせる効果はあると思います。働き方改革から考えると、教職員以外のSSW-SCで関わってくださると専門性の視点で、柔軟に対応できると考えます。
- ・この問題は教員はあくまでも、窓口的存在となり、中身については関わるべきではない。登校渋りや長期欠席など気になる児童について、本人の問題だけでなく、家庭環境についても配慮すべきと思っているが、そのためには、SC,SSWなど、教職員だけでは対応できない部分を支援してくれる「人」の配置が必要だと思う。子ども達が抱える様々な問題を教育現場だけで支援、解決するのは難しい。
- ・様々な課題を抱える児童が多く学校等はパンク状態です。ヤングケアラーに限りません。子どもの教育、福祉施設の組織システム、人事等を抜本的に見直す必要があると思います。
- ・校内は相談窓口になることはできても、公的支援をマネジメントしてその環境を変えることは難しい。児相のように専門機関につなげる。その子に気づけるために教員が研修をうけるのは必要だと思う。
- ・学校の業務は多岐に綿ったり、教員不足の問題も深刻です。子どもたちのためにという思いは、どの職員も持っていますが、新たな課題が浮き彫りになるたびに、「学校で何とか」という流れを大変苦しく感じています。

ii) 行政・学校等・地域連携による支援体制について

- ・様々なケースがあると思うので具体的な提案は思いつきませんが、ヤングケアラーの問題を耳にする度に大人として心が痛みます。経済的な支援の元に教育を安心して受けられる権利、青少年として普通に過ごせる時間、子ども達が望む未来への扉が開ける様に、学校、行政、地域のボランティア等、連携して、支援することが大切かと思います。
- ・子供（特に幼児）は親のことが大好きです。ほめられたい一心で、親の手伝いをします。ヤングケアラーの問題は、大人の側の事情であることが原因です。「家庭内だから・・・」ではなく、行政が支援をすべき問題です。民生委員も当番制の世の中です。行政が、「誰もとり残さない世界」を作ってください。
- ・子どもや親からヘルプが出されたとして、園として市や様々な所に相談する。が、「うちでは難しい」との回答が多い。せつかくSOSが出されたとしても、その後がつながりにくいのが現実だと思う。そのつながりにくさから、SOSを出したとしても「もういい」とあきらめてしまいがちだと思う。
- ・民生委員の方と意見をきちんと聞いて学校側も動けるすぐに動くことが出来る環境になってほしいです。

- ・学校でヤングケアラーにまで対応していくのは現実的に不可能だと思います。ただ、ヤングケアラーになりそうな子どもたちの相談になりやすいのは教師だと思います。そこで、ヤングケアラーを支援する団体や福祉を充実させることが大切であり、そこはしっかりと分担していくことが大事だと思います。
- ・公的な機関で家庭訪問など定期的に行い、もっと家庭に踏み込む体制があってもよいのでは…と思います。子どもたちも他人の力を借りてもいいんだよ。と感ずることが大切なのは…。
- ・過去に勤務した学校に生徒がいた。学校も支援できる分、行政の取組が必要である

(7) ヤングケアラーが生じないための環境作りについての意見

- ・生活していく上で、子どもを頼ってしまうことは仕方ないのかもしれないと思うが、それを背負わされている子にも意志があり、どう感じているのか（イヤイヤ手伝っているのか献身的に行っているのか）で、又こちらの対応も変わるかもしれないと思う。まずは保護者、その子と話をし、寄り添う所から始め本音を聞き、必要であれば手助けが出来る行政や関連機関を紹介していくようにするしかないと思う。本当は母子家庭や祖父母を頼れない人に対してもう少し働きやすくなる環境を作ってあげることが大事だと思う。
- ・理由にはならないが、共働きやシングル家庭等、家庭の事情によっては本当にどうしようもないことがある。保護者も決して子どもをヤングケアラーにしたいわけではないが時間的、金銭的余裕がなく現状どうしようもないケースも多いと思う。その家庭を攻めるのではなく、どうすれば（周りにも負担無く）支えられるのか考えていきたい。
- ・ヤングケアラーの責任や負担が少しでも軽くなるように支援する団体が増え、学業に専念出来る環境になって欲しいです。
- ・家庭内のことは子どもも話したくないのか、状況がよく分からない。学校と家庭の連携は重要なことはわかっているが、あれもこれもな感じで学校で対応を求められるのはどうかと思う。また、子どもが「ヤングケアラー」となる理由と見ていると、市町村の福祉課やNPO等が、保護者のケアに回り、子どもに負担が行かないようにするのが筋ではないかと思う。

(8) 自身の今後の取り組み方や考え方についての意見

- ・家庭内での様子がわからないので、どの範囲が「ヤングケアラー」になるのかとても難しいと思う。お世話をする本人の責任や負担が重たくならないように支援の仕方を考えていきたい。
- ・家庭環境を知ることがとても大切であると思う。子どもが何かあったら話してくれる環境や雰囲気や常を作って置く。
- ・ヤングケアラーと思われる子どもがいるかどうか考えることができていなかった。子どもたちの家庭環境や生活背景を探りながら、保育の視点で支援ができるとよいと思った。
- ・ヤングケアラーと家事のお手伝いとの違いが難しい。私自身も勉強して知識を身につけていきたい。
- ・今回この言葉を初めて目にして、このような言葉があるのかと驚きと、もっと深く知りたいとも思いました。
- ・保育園でのヤングケアラーは、今のところいないと思うが、きょうだい児が多く、特に年子などで保護者の負担が多く見られたり、年長・年中児の子どもたちに下の年齢の子どもたちのお世話をさせるなどの負担がないかについては、園全体で子どもたち、保護者の様子を見守る必要があると思う。普

段から、保護者がいろいろなことでの相談がしやすい環境を作れるように心掛けて、保育をしていきたいと思います。

- ・保育園での年齢ではあまり考えられないが、年齢が増えるにつれ（中、高校）などこのような事例がある可能性があるので十分把握した上で対処法を考えていかなくてはならないと思う。
- ・ヤングケアラーについて詳しく知らなかったのも、このアンケートを通してヤングケアラーを知ってほしいと思う。
- ・最近になってこの言葉を少し耳にするようになったが、知識も問題意識も自分自身低い。これから意識して物事を見たり、学んだりしていこうと思う。
- ・このアンケート自体が問題意識をもったり、深めたりする機会になった。把握は難しいと思われるが、子どもたちのことをしっかり見ていきたい。
- ・本校児童の家庭はおちついていて、ヤングケアラーの情報はありません。しかし、保護者などの家族の状況が今後急にかわることも考えられます。学校として子どもたちの状況を知り、担任は子どもの変化に気づくなど高い鋭いアンテナをはっていないと改めて思いました。地域の方の力もかり、いろいろな方面からも子どもたちをしっかりと見ていきたいと思います。
- ・ヤングケアラーという言葉は聞いたことがあるが、なかなか認識が無いため、把握してその実態をつかむことが大事だと感じました。自ら、学んでいかなければ、ならないと感じました。

(9) 周囲の大人がヤングケアラーに気付くことの重要性についての意見

- ・ヤングケアラーになってしまった子供は、その状況が普通ではないと気付く事がないまま、受け入れてしまうと思うので、大人が気付いてあげる。子供が相談できるような環境を作る。社会で手助けをする事が必要だと思います。ヤングケアラーのまま、大人になった時、きずついてどこかで反動がくると思います。
- ・過度なヤングケアラーに対してはやはり支援が必要だとおもいます。自分で気づいて、だれかに相談できる子であればすぐに手をさしのべてあげることができると思いますが、私はいかにして「声をあげられない子」をどれだけ見つけ出せるか、見つけてあげるかだと思っています。それと同時に声を出せない保護者にも同じことを思います。
- ・子ども自身が気付いていない事があるので、一人一人の日頃の様子を見守りながら家の様子を聞いて、少しでも異変がないか気付けるようにしたい。
- ・「家族だから」と負担を背負い込み、周囲に助けを求めずにいる・もしくは求められずにいるような子どもたちを見逃さないで、声を掛けたり気にかけてあげられる大人になれたらいいなと思うが、今の世の中どこまで、第三者が、家庭内のことを知り得ていいものかと思う部分もある。ヤングケアラーの子ども達はそれが日々のこと、当たり前と思う子もいるだろう。様々な人がこのことについて知るべきだと思う。

(10) 自身の体験についての記述

- ・自分達が小学校低学年（4年生位から）の時代はまさに記載されている通り親が仕事で居ない時（昼～夕方迄）兄妹の世話、祖父母のお世話をしている友人は普通に居ました。それが普通の状況でした。自身の気持ちはとても暗い気分であったと感じていました。（普通に皆で遊びたかった！）
- ・自分自身も高校生時代、父親は単身赴任、病弱な母親と二人暮らしで、家事全般を引き受け、辛い日々

が続きまして。一番辛いと感じたのは、次の日の朝がくることでした。朝起きて来れない母に代わり、「昼食用の弁当作り」の大変さ。他人には知られたくない「家庭の事情」誰にも相談できない辛さがありました。時が過ぎ、自分も母親となり、我が子には『決して辛い思いはさせない』『迷惑をかけない』と肝に銘じ、健康維持して、今日まで生きています。いつしか、TV で目にするようになった AC ジャパンの CM。他人は小さな問題かもしれませんがその家族にとっては大きなつらい問題であることを伝えてくれる CM で心が痛みます。幼いころの痛感は癒えません。今の時代、あらゆる「ヤングケアラー」が世の中に出てきています。「もしや・・・」と感じたら「相談に乗るよ！」の声掛けも大事だと感じました。

- ・なかなか本人は気づかない場合も多いと思います。思い起こせば、自分自身もそうだったのかなと今にして思えばそう思えます。

(11) その他

- ・ヤングケアラーとして認知するのは、難しいが、普段見守る中で、疑わしい場面は、時折、見かけるので、特に意識高く見守っていきたい。調査対象の中に、放課後児童クラブを加えてもらえるとよりよい意見等が出てくるかもしれない。小学校より、家庭に近い部分を持っているので潜在しているものが見えてくると思う。
- ・ヤングケアラーの負担は、家庭によって、度合いが様々であると思う。家事等のお手伝いと線引きがどの辺りからというのが難しいイメージがある。家族構成などからやむを得ずという場合もあると思うので、もし、ヤングケアラーと認知するのであれば、支援する体制をきちんと整えた上で最後までサポートしていかなければならないのかなと思う。さらに、そのサポートにおいて高額な費用がかかったり面倒な手続きがあつたりすることはよくないと思う。だれもが気軽に利用できるシステムがあることが重要だと思う。
- ・生徒が家族の世話をしていることにやりがいを感じている場合は学校への登校が遅刻しがちになってもヤングケアラーの要件を満たさなくなるというのは意外だと感じました。
- ・学校で把握したとして支援の具体的政策、支援策が整っていなければ事態は好転しようがない。社会で弱者を助けるための公的資金は、いくら投入されているのでしょうか。また実行力はどのくらいあるのでしょうか。学校で把握した事実があつても個人の努力でなんとかするしかないのが実態ではないだろうか。
- ・ヤングケアラーという言葉を知るまでは”虐待とは言いにくいけど子どもらしい生活が送れていない子”という言い方で支援してきたため時々周りに理解されにくいことがありました。言葉がひろまることで他職種連携はしやすくなりました。一方で（対象を差別してはいけませんが）ヤングケアラーだと自ら声を上げる人よりも言葉を知りながら「私はそこまで苦勞してないから」と遠慮してしまうタイプの人が SOS を発信しにくい流行で終わってしまわないか心配です。虐待対応すら未だ理解されていない状況でヤングケアラー対応が支援する大人の自己満足で終わっているケースも目にします。本当の意味で子どもの権利を保障するために組織から変えなければ教員の過剰労働の悪化のみが残ってしまわないか懸念しています。子どものためにも大人の心のケアに今よりも本気で目を向けるべきだと思います。

考察

1. ヤングケアラーの周知について

今回の調査により、ヤングケアラーに関する研修を受けたことがある人は全体の約 9%（設問 4）であったが、「ヤングケアラー」という言葉やその内容も把握していると答えた人は全体の約 55%（設問 5）であった。研修を受けた人が少ない理由としては、ヤングケアラーに関する研修会自体があまり実施されていない現状を考慮すると、当然の結果であるといえる。しかし、保育・教育現場で働く人の約半数の人しか「ヤングケアラー」についての知識を有していない現状は、今後改善していくべき課題と考えられる。

ヤングケアラーの周知に関する国の動向としては、厚生労働省子ども家庭局が令和 4 年 8 月に出している「児童福祉法改正及びヤングケアラー支援について」の中で、社会的認知度の向上を目的として、「2022 年度から 2024 年度までの 3 年間でヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度 5 割を目指す。」と示している。

今回のアンケート調査が保育者や教員以外の職種の人も対象にしていることも関連している可能性はあるが、内容を把握している人が約半数という実態や「言葉を知らない」と答えた人が 10%いるという現状を踏まえると、一般市民の認知度はさらに低いと予測される。自由記述においても、まずはヤングケアラーについて広く周知する必要性を指摘する意見も多く見られており、今後行政を中心としてヤングケアラーに関する啓発活動を充実させる必要性があるものと考えられる。

2. ヤングケアラーを把握することについて

今回の調査により、ヤングケアラーと思われる子どもが「いる」と答えた人は 59 人（約 7%）であったが、「わからない」と答えた人は 562 人（約 62%）と多かった（設問 6）。その理由としては（設問 10）、「3. 家庭内のことで子ども自身やその家族が問題を表にだしたがらないため、実態の把握が難しい」と答えた人がもっとも多く（288 人）、次いで「4. ヤングケアラーである子ども自身やその家族が『ヤングケアラー』という問題を認識していないため、実態把握が難しい」（198 人）、「5. 『ヤングケアラー』と『家事のお手伝い』との区別がつきにくい」（198 人）と答えた人が多かった。その他の理由としては、未就学や低年齢による把握の難しさや把握するツールの不足、他のクラスの子どもや家庭の状況を把握することの難しさ、赴任（就職）して間もないことなどが自由記述の中で述べられていた。

今回の調査では、小中学校だけではなく保育所、幼稚園、認定こども園で働く人も対象としているため、乳幼児が含まれている関係上、把握が難しいという意見が述べられることは想定内であった。しかし、設問 10 及び設問 12 の自由記述において、小中学校の児童・生徒であったとしても、子どもから自身がヤングケアラーであることの相談をすることが難しいことや、子ども及び保護者自身がヤングケアラーの認識をしていないのではないかとという問題、その結果相談に至らないという課題を多くの方が指摘していることを踏まえると、ヤングケアラーを早期発見するためのツールや相談窓口を含めた支援システムが必要である。

今回のアンケート調査を作成するにあたり参考にした厚生労働省の調査（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング：2020・2021、日本総合研究所、2022）にはなかった「5. 『ヤングケアラー』と『家事

のお手伝い』との区別がつきにくい」という項目にチェックした人が多かったことも踏まえ、家庭環境の把握という保育・教育現場だけでは難しい課題を今後どのように解決していくのかについて、検討する必要がある。

実際に、ヤングケアラーが「いる」と答えた人がどのように把握しているのかについての設問（設問7）では、「1. アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている」と回答した人は6人（約2%）のみであり、「2. 特定のツールはないが、できるだけ『ヤングケアラー』の視点を持って検討・対応している」と答えた人が190人（約63%）であった。その他の方法としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、民生委員等との情報共有や、当事者や保護者との会話や日常の様子から把握する方法との回答があった。家庭内の状況を把握する難しさがある中でも、保育者や教職員間、他の専門職との連携により情報を収集し、その中からヤングケアラーの状態にいる子どもを発見している現状が推測される。

設問6で「いる」と回答した人が、ヤングケアラーと思われる子どもの状況について回答した設問8では、「2. 家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」と回答した人が54人（約39%）、「1. 障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている」が15人（約11%）となっている。以上のことから、家族構成や保護者の健康状態などの情報がヤングケアラーを発見する重要な指標となり得る可能性が示唆される。

3. ヤングケアラーへの支援体制について

設問6で「いる」と答えた人のうち、どの外部の機関につないでいるかについて調査したところ（設問9）、「5. 外部の支援にはつないでいない（学校内で対応している）」と回答した人が34人（約53%）ともっとも多く、次いで「3. 教育委員会」が9人（約14%）、「1. 児童相談所」「2. 市役所」「6. その他」がそれぞれ7人（約11%）であった。しかしながら、設問12の自由記述においては、学校内だけでは把握や対応が難しい点や行政や他機関との連携の必要性を指摘する意見が数多く見られている。以上の結果から、保育・教育現場において、ヤングケアラーの子どもを発見したとしても、どこにどのようにつないでその子どもや保護者を支援すればよいのか苦慮している保育者や教職員の姿が推測できる。

令和4年4月に厚生労働省子ども家庭局より「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（以下「支援マニュアル」という。）が出され、令和5年5月に子ども家庭庁支援局から「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）が出されている。支援マニュアルの中では、要保護児童対策地域協議会との連携や、他機関と連携した重層的支援体制の構築などが示されている。現在都道府県単位でマニュアルを作成している地域もあるが、市単位でもマニュアルを作成している地域もある。また実施要綱の中では、ヤングケアラー実態調査・研修推進事業及びヤングケアラー支援体制構築モデル事業が打ち出されている。モデル事業は都道府県が取り組むべき事業となっているが、実態調査・研修推進事業は市区町村も取り組むべき事業となっている。

以上国の方針やアンケート調査の結果より、鳥栖市においてヤングケアラーを支援するための体制構築（マニュアル作成も含めて）等が課題と考えられる。

ヤングケアラーに関するアンケート調査項目

1. 基本情報

設問1. ご所属に○を付けてください。

1. 小学校
2. 中学校
3. 公立保育所
4. 私立保育所
5. 幼稚園
6. 認定こども園

設問2. 当てはまる年代に○を付けてください。

1. 20代
2. 30代
3. 40代
4. 50代
5. 60代以上

設問3-①. あなたの役職に該当するもの1つに○を付けてください。

(小中学校にご勤務の方のみお答えください。)

1. 校長
2. 副校長・教頭
3. 主幹教諭・指導教諭
4. 養護教諭・助教諭
5. 教諭・講師 (クラス担任: 小学・中学 年生・級外)
6. スクールソーシャルワーカー (SSW)
7. スクールカウンセラー (SC)
8. 事務職員
9. その他 ()

設問3-②. あなたの役職に該当するもの1つに○を付けてください。

(保育所・幼稚園・認定こども園にご勤務の方のみお答えください。)

1. 園長
2. 副園長・教頭
3. 主幹教諭・主任保育士
4. 看護師
5. クラス担任・副担任 (年長児・年中児・年少児・2歳児・1歳児・0歳児)
*縦割りクラスの場合は、該当するもの複数に○を付けてください。
6. 事務職員
7. その他 ()

設問4. ヤングケアラーに関する研修等を受けたことはありますか？

(ヤングケアラーに関する内容が研修内容に部分的含まれているものも含みます)

1. ある
2. ない

2. ヤングケアラーについて

設問5. 「ヤングケアラー」という概念を認識していますか。

(あてはまる番号1つに○を付けてください)

1. 言葉を知らない
2. 言葉は聞いたことがあるが、具体的には知らない
3. 言葉を知っており、具体的に内容も把握している

ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることのこと。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼児きょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

設問 6. ヤングケアラーの定義を見て、現在、貴校（貴園）にヤングケアラーと思われる（可能性も含めて）子どもはいますか。

（あてはまる番号 1 つに ○ を付けてください）

1. いる → 設問 7・8・9 をご回答ください。
2. いない → 設問 7 をご回答ください。
3. 分からない → 設問 10 をご回答ください。

（設問 11・12 は全ての方にご回答をお願いします）

設問 7. 設問 6. で「1. いる」または「2. いない」と回答した方にお伺いします。「ヤングケアラー」と思われる子どもをどのように把握していますか。

（あてはまる番号 1 つに ○ を付けてください）

1. アセスメントシートやチェックリストなどのツールを用いている
2. 特定のツールはないが、できるだけ「ヤングケアラー」の視点を持って検討・対応している
3. その他（ ）

設問 8. 設問 6 で「1. いる」と回答した方にお伺いします。ヤングケアラーと思われる
子どもの状況は下記のうちどれですか。

(あてはまる番号すべてに○を付けてください)

1. 障がいや病気のある家族に代わり、家事（買い物、料理、洗濯、掃除など）をしている
2. 家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている
3. 家族の代わりに、障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている
4. 目を離せない家族の見守りや声掛けをしている
5. 家族の通訳をしている（日本語や手話など）
6. アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している
7. 病気の家族の看病をしている
8. 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている
9. 障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている
10. その他（)

設問 9. 設問 6 で「1. いる」と回答した方にお伺いします。ヤングケアラーと思われる
子どもについて、具体的に学校（園）以外の外部（児童相談所、教育委員会、役所、
警察など）の支援につないだケースはありますか。

(あてはまる番号すべてに○を付けてください)

1. 児童相談所 2. 市役所 3. 教育委員会 4. 警察署
5. 外部の支援にはつないでいない（学校内で対応している）
6. その他（)

設問 10. 設問 6 で「3. 分からない」と回答した方にお伺いします。その理由をお教えく
ださい。

(あてはまる番号すべてに○を付けてください)

1. 学校(園)において「ヤングケアラー」の概念や支援対象としての認識が不足している
2. 不登校やいじめなどに比べ緊急度が高くないため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる
3. 家庭内のことで子ども自身やその家族が問題を表に出したがないため、実態の把握が難しい
4. ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していないため、実態把握が難しい
5. 「ヤングケアラー」と「家事のお手伝い」との区別がつきにくい
6. その他（)

設問 11. 全ての方にご回答をお願いします。ヤングケアラーを支援するために、必要だと
思うことはどのようなことですか。

(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

1. 子ども自身がヤングケアラーについて知ること
2. 保護者自身がヤングケアラーについて知ること
3. 教職員（保育士等）がヤングケアラーについて知ること
4. 学校（園）にヤングケアラーが何人いるか把握すること
5. SSW や SC などの専門職の配置が充実すること
6. 子どもが教員（保育士等）に相談しやすい関係をつくること
7. 保護者が教員（保育士等）に相談しやすい関係をつくること
8. ヤングケアラーについて検討する組織を校内につくること
9. 学校（園）にヤングケアラー本人や保護者が相談できる窓口があること
10. 学校（園）がヤングケアラーの支援について相談できる機関があること
11. ヤングケアラーを支援する NPO などの団体が増えること
12. 福祉と教育の連携を進めること
(具体的に：)
13. その他 ()
14. 特にない

設問 12. ヤングケアラーに関してご自由に意見をお書きください。

アンケートへのご協力ありがとうございました。